

# フランスにおける不法滞在者の隔離措置の変遷

高山 直也

## 【目次】

はじめに

I 入国滞在法典と隔離措置

II 国外追放

III 国外退去

IV 領土立入禁止

V 勾留

おわりに

翻訳：「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する  
法典」第5部「隔離措置」

付表：国外追放・国外退去・領土立入禁止・勾留関係改  
正年表

## はじめに

フランスの外国人政策は、政府が保革入れ替わるたびに、寛厳のジグザグ運動を繰り返してきた。

2002年5月の大統領選挙でシラク大統領が再選され、同月ラファラン内閣が発足し、同年6月の国民議会選挙でも与党である右派の国民運動連合(UMP)が再び第一党となって、社会党との第三次共存政権を解消してからは、2003年法、2006年法と、その外国人政策は再び非常に規制色の強いものになってきている。

2006年法については、本誌第230号で取り上げており、特に外国人の入国・滞在の条件については、2006年法に至るまでのジグザグの軌跡を紹介している<sup>(注1)</sup>ので、本稿では不法滞在者の隔離(éloignement)措置の変遷について概観しておきたい。

隔離措置というのは、不法滞在者や外国人犯罪者を強制的に国外に退去させる措置である国

外追放(expulsion)、国外退去(reconduite à la frontière)および領土立入禁止(interdiction du territoire français)の総称であるが、1980年の改正から主なものだけでも十数回も法改正がおこなわれており、それぞれの違いがわかりにくくなっている<sup>(注2)</sup>ので、その整理をしておきたいというのが第一の理由である。これは一般的にもいえることかもしれないが、特にフランスのように改正法が常に前の基本法や法典に参照されて、部分的改正がおこなわれ、体系化・法典化が目指されるところにあっては、これまでの改正の流れを跡付けることが、これらの措置の違いや意味・内容をより明らかにする方法だ<sup>(注3)</sup>と思うからである。

本文解説のあとに「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典(Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile)」(以下「入国滞在法典」という。)第5部「隔離措置」の翻訳及び付表「国外追放・国外退去・領土立入禁止・勾留関係改正年表」を掲載しているので、細かいことはそちらに譲り、本文では大きな流れを概観するにとどめる。

## I 入国滞在法典と隔離措置

### 1 入国滞在法典とこれまでの改正法の流れ

フランスでは、第二次大戦後まもなく制定された「フランスにおける外国人の入国及び滞在並びに国立移民局の創設に関する1945年11月2日のオールドナンス」<sup>(注2)</sup>(以下「オールドナンス」という。)が長い間外国人の入国・滞在等に関する基本法となっていたが、同オールドナンス<sup>(注3)</sup>は2004年11月24日のオールドナンスによって入国滞在法典として法典化され、2006年の改正を経て現在に

至っている。

入国滞在法典の構成は以下のとおりである。

- 第1部 一定国の国民である外国人に適用される一般規定
- 第2部 フランスへの入国
- 第3部 フランスにおける滞在
- 第4部 家族呼び寄せ
- 第5部 隔離措置
- 第6部 統制及び処罰
- 第7部 庇護権

第5部の「隔離措置」はさらに次の6編に分かれている。

- 第1編 領土退去義務及び国外退去
- 第2編 国外追放
- 第3編 その他の隔離の行政措置
- 第4編 領土立入禁止
- 第5編 行刑当局には属さない施設への外国人の勾留
- 第6編 諸規定

1945年のオールドナンス(2004年以降は入国滞在法典)のこれまでの法改正に見られるジグザグ運動の軌跡は、政権の左右交替をそのまま反映しているため、主な改正法とそれを制定した政権およびその性格を以下の表に示す。

表1 オールドナンスの改正と歴代政権対照表

法令	制定した政権・その性格
1980.1.10法	ジスカール＝デスタン大統領 バル首相、右派
1981.10.29法	ミッテラン大統領 モーロワ首相、左派
1986.9.9法	ミッテラン大統領 シラク首相、第一次保革共存政権(コアピタシオン)
1989.8.2法	ミッテラン大統領 ロカール首相、左派

1990.1.10法	ミッテラン大統領 ロカール首相、左派
1991.12.31法	ミッテラン大統領 クレソン首相、左派
1992.2.26法	ミッテラン大統領 クレソン首相、左派
1993.8.24法	ミッテラン大統領 バラデュール首相、第二次保革共存政権
1997.4.23法	シラク大統領 ジュペ首相、右派
1998.5.11法	シラク大統領 ジョスパン首相、第三次保革共存政権
2003.11.26法	シラク大統領 ラファラン首相、右派
2004.11.24オールドナンス	シラク大統領 ラファラン首相、右派
2006.7.24法	シラク大統領 ビルバン首相、右派

## 2 隔離措置と勾留

フランスは第二次大戦後は戦争で失われた労働力を補うために外国人労働者を積極的に受け入れてきた。それらの労働者は経済の調整弁の役割を果たす季節労働や一時的労働の従事者がほとんどで、2～3年すれば本国に帰り、また代わりに新たな一時的労働者がやってくるという交替移民(immigration alternante)の性格をもっていた。したがってこの時代は不法移民の存在が問題化することはなかった。<sup>(注4)</sup>

ところが石油ショックを機にフランス経済が落ち込み、ジスカール・デスタン大統領が1974年に外国人労働者の受入れを中止することを宣言すると、外国人たちはかえってフランスにとどまる道を選択するようになった。そしてフランスに定住するようになった外国人は本国から家族を呼び寄せるようになるのである。<sup>(注5)</sup>

その一方でまた、観光ビザで入国し、滞在証の申請をしないでそのままフランスに残留する不法滞在者の問題が顕在化するようになる。<sup>(注6)</sup>

それまでは外国人は不法滞在者というだけで

国外に退去させることはできなかつたし、それを決定する権限は裁判所にのみ属していた。これはのちに領土立入禁止として定式化されることになる。

外国人はその存在が公の秩序にとって脅威となる場合にのみ、内相によって国外追放を言い渡すことができたが、バール右派内閣は1980年に国外追放の範囲を不法滞在者にまで拡大しようとした。しかしこれは翌1981年にモーロワ左派内閣によって廃止された。すると今度は1986年にシラク右派内閣(大統領は社会党のミッテラン)が国外退去措置を新設して、県知事が不法滞在者を国外に退去させることができるようにするのである。

こうして外国人を国外に強制的に退去させる手段として、国外追放、国外退去及び領土立入禁止の3措置が並立することになったので、それらを総称して隔離(éloignement)というようになった。

隔離措置の対象となった外国人は、直ちに国外に退去させることができない場合は、その出発に「厳密に必要な期間」、行刑当局には属さない施設に勾留(placement en rétention)することができた。

以下それぞれの措置の変遷について、概観していくことにしたい。

## II 国外追放

### 1 国外追放とは

国外追放(expulsion)は、その存在が公の秩序にとって重大な脅威となっている外国人を国外に退去させる行政措置で、1997年までは内相の権限に属していたが、1997年のデクレ(政令)によって、内相の権限に属するものと県知事の権限に属するものとの二つに分かれることになった。

### 2 これまでの主な改正点

#### (1) 1945年のオールドナンス

国外追放については、2004年に入国滞民法典が創設されるまでは、オールドナンス第23条によって、外国人の存在が「公の秩序又は公の信用にとって脅威」となる場合は、内相の命令により、国外追放を言い渡すことができると規定されていた。

ただし国境隣接県においては、県知事も国外追放を命ずることができたし、1980年にはそれ以外の県においても、「公の秩序を理由とするもの」を除いて、内相が国外追放の権限を県知事に委任できるように同第23条の改正がおこなわれた。

#### (2) 対象者の拡大(1980年法)

不法滞在者は、オールドナンス第19条によって、1980年当時は1か月から1年の拘禁刑及び180~8,000フランの罰金(当時1フラン≒45円として、約8,100~36万円)が科せられた。しかし不法滞在者というだけでは国外追放することはできなかつたし、第19条によって刑罰を科せられた不法滞在者を国外に退去させる権限は裁判所に属していた。<sup>(注7)</sup>

そこでバール右派内閣は、1980年1月10日の<sup>(注8)</sup>法律(以下「1980年法」という。)によってオールドナンス第23条を改正し、国外追放の対象者を不法滞在者にまで拡大しようとしたのである。

それまでは正規に入国・滞在している外国人を国外追放する場合は、デクレで定める条件で本人に前もって通知しなければならず、その対象となった外国人は県知事の下におかれる委員会であらゆる反証を述べることができた。しかし1980年法で国外追放の対象に含められることになった不法滞在者にはそういう機会は与えられず、オールドナンス第23条で「国外追放の決定を受けた外国人は国外に退去させることができる」とだけ規定された。

(3) 国外追放委員会・国外追放の適用除外規定の新設(1981年法)

1981年5月にミッテランが第五共和制初の社会党大統領に選ばれ、同月社会党単独のモーロワ内閣が発足し、同年6月の国民議会選挙でも社会党が圧勝すると、同政府は1981年10月29日の法律(以下「1981年法」という。)<sup>(注9)</sup>を制定し、不法滞在者にまで拡大されたオルドナンス第23条の2°から6°を廃止した。内相が国外追放命令を下す条件についても、そのハードルを高くして、「公の秩序及び公の信用への脅威」から「公の秩序への重大な脅威」に改めた。

そして不法入国・滞在によって刑罰を受けた外国人を国外に退去させる権限は裁判所にだけあることを第19条に明記した。

またオルドナンス第24条を改正して、国外追放委員会を設置し、国外追放の対象となった外国人の権利について規定するとともに、同委員会が国外追放に反対した場合は、国外追放を言い渡すことはできないと規定した。

さらに第25条を改正して、①18歳以下の外国人、②10歳になる前からフランスに常住している外国人、③15年以上前からフランスに常住している外国人、④フランス国籍者と結婚した外国人<sup>(注10)</sup>、⑤フランス人の子の父又は母である外国人<sup>(注11)</sup>、⑥労災年金受給者、⑦執行猶予のつかない1年以上の拘禁刑確定判決を受けていない外国人については、不法滞在者であっても第23条を適用しないという規定を新設した。

その一方で、特別な場合の国外追放措置として、オルドナンス第26条において、「絶対的緊急の場合で、国外追放が国の治安又は公共の安全にとって絶対に必要なとき」は、第23条から第25条の規定にかかわらず、国外追放を言い渡すことができるという規定を設けた。

(4) 国外退去の新設(1986年法)

1986年3月の国民議会選挙で右派の共和国連

合(RPR)が勝利し、社会党のミッテラン大統領と右派のシラク首相の組合せによる保革共存政権ができると、1986年9月9日の法律<sup>(注12)</sup>(以下「1986年法」という。)によって、オルドナンス第23条の国外追放の条件である「公の秩序への重大な脅威」から「重大な」の表現を削るとともに、第25条の国外追放の適用除外条件を厳しくした。また第26条の「国外追放が国の治安又は公共の安全にとって絶対に必要なとき」からも「絶対」の条件をはずし、「その外国人がフランス領土に存在することが公の秩序にとって特に重大な脅威となる時」に改めた。

さらに第24条から、国外追放委員会が反対意見を出したときは、内相は外国人を国外追放できないという規定を廃止した。

そしてオルドナンス第22条を改正して、県知事(パリにあっては警視総監)が不法入国・滞在外者を国外退去させることができるようにする規定を新設したのである。これはほとんど1981年法によって削除された第23条の2°から6°を復活させたものである。

(5) 1986年以前の状態にもどす(1989年法)

1988年5月にミッテラン大統領が再選され、同月ロカール内閣が発足し、同年6月の国民議会選挙で社会党が再び第一党に返り咲いて、ロカール第二次社会党内閣ができると、政府は再び1989年8月2日の法律(以下「1989年法」という。)<sup>(注13)</sup>によって、国外追放規定の第23条とその適用除外規定の第25条、特別な場合の国外追放措置である第26条、そして国外追放委員会について規定する第24条を1986年以前の状態にもどした。

(6) 保護規定の見直し(1993年法)

1993年3月の国民議会選挙で再びRPRが第一党となり、社会党のミッテラン大統領と右派のバラデュール首相の第二次保革共存政権がで

きると、1993年8月24日の法律<sup>(注14)</sup>(以下「1993年法」という。)によって、政府はまたもや、そして今度はこれまでで最も規制色の強い法改正をおこなった。

国外追放委員会が反対したときは、内相は外国人を国外追放できないというオルドナンス第24条の規定を再び廃止し、第25条の国外追放の適用除外規定についても、その条件を厳しくした。

さらに特別な場合の国外追放措置について規定する第26条が、「絶対的緊急の場合で、国外追放が国の治安又は公共の安全にとって絶対に必要なとき」と、二重の条件を課していたのを、いずれかひとつの条件でいいことにした。

これが1997年1月13日のデクレ<sup>(注15)</sup>によって、第23条の国外追放を言い渡す権限は、県にあっては県知事、パリにあっては警視總監、第26条の特別な場合の国外追放を言い渡す権限は内相にあることにされたのである。

#### (7) 反テロ規定の新設(2003年法)

2002年5月の大統領選挙でシラク大統領が再選され、同月ラファラン内閣が発足し、同年6月の国民議会選挙でも右派の国民運動連合(UMP RPRの後継新党)が勝利して、第二次ラファラン内閣が発足すると、2003年11月26日の法律<sup>(注16)</sup>(以下「2003年法」という。)によって、国外追放の適用除外規定である第25条の条件を厳しくするとともに、特別な場合の国外追放について規定する第26条は新設の第25条 bis に移した。そして第26条は、「国の根本的利益を侵害するような性格の、若しくはテロの性格をもった活動と結びついた、又は個人の出身若しくは宗教を理由として差別、憎悪若しくは暴力を使喚する行動を構成する行為があった場合」を除き、国外追放の対象とすることはできないという規定に改められた。これは裏を返せば、テロやイスラム過激主義の活動を取り締まるために設け

られた規定である。

これを外国人の保護という観点から見るときは、第26条で規定する外国人は、国の根本的利益を侵害したり、テロやイスラム過激主義的活動にかかわらない限り「絶対的保護」を受けるのに対し、第25条で規定する外国人は「相対的保護」しか与えられないということになる。

#### (8) 入国滞在法典

2004年11月24日のオルドナンスによって「入国滞在法典」が創設されると、国外追放規定の第23条は同L.第521-1条に、国外隔離の適用除外規定である第25条は国外追放と国外退去に分けられ、一部は第25条 bis と合体されてL.第521-2条に、第26条はL.第521-3条に引き継がれた。

国外追放の対象になった外国人の権利と国外追放委員会について規定する第24条はL.第522-1条及びL.第522-2条に引き継がれた。

国外追放の対象者に関する規定は以下のようになっている。

## 第2編 国外追放

### 第1章 外国人を国外追放の対象とすることができる場合

#### L.第521-1条

L.第521-2条、L.第521-3条及びL.第521-4条で規定する場合を除き、外国人の存在が公の秩序にとって重大な脅威となるときは、国外追放を言い渡すことができる。

#### L.第521-2条(相対的保護)

次の者は、その措置が国の治安又は公共の安全にとって絶対的に必要であり、かつ、L.第521-3条の規定がそれを妨げない場合でなければ、国外追放の対象とすることはできない。

1° ポリガミー(一夫多妻)の状態で生活していない、フランスに居住する未成年のフランス

人の子の父又は母である外国人で、その子の出生時若しくは1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者

2° フランス国籍者と結婚して2年以上になる外国人で、共同生活が続いており、その配偶者がフランス国籍を維持している者

3° フランスに15年以上前から常住していることを何らかの手段で証明できる外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証 (carte de séjour temporaire 有効期限1年) の所有者であった場合を除く。

4° 10年以上前から正規に居住している外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。

5° フランスの機関から給付を受けている労災又は職業病年金の有資格者で、永続的労働不能率が20%以上の外国人

本条の規定にかかわらず、同外国人が5年以下の拘禁刑確定判決を受けたときは、L.第521-1条によって国外追放命令の対象とすることができる。

#### L.第521-3条(絶対的保護)

次の者は、国の根本的利益を侵害するような性格の、若しくはテロの性格をもった活動と結びついた、又は特定の個人若しくはグループに対して差別、憎悪若しくは暴力を明確かつ故意に使喚する行動を構成する行為があった場合を除き、国外追放の対象とすることはできない。

1° 13歳になる前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明できる外国人

2° 20年以上前からフランスに正規に居住している外国人

3° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、フランス国籍を維持しているフランス国籍者又は1°に該当する外国人と結婚して3年以

上になる者。ただし、共同生活が続いていることを条件とする。

4° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である者。ただし、民法第371-2条で規定する条件でその子の出生時若しくは1年以上前からその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できることを条件とする。

5° 健康状態が医療を必要としており、その治療を受けなければ特別に重大な結果を招くおそれのあるフランスに常住する外国人。ただし、送還先国では実際に適切な治療を受けられないことを条件とする。

ただし、3°及び4°の規定は、国外追放の原因となる事実が同外国人の配偶者又は子に対して行われたものであるときは適用しない。

本条で規定する外国人は、L.第521-2条の最終項で規定する状態に該当する場合であっても、本条の規定の適用を受ける(つまりテロ等の活動にかかわらない限り、本条で規定する外国人は国外追放できないということである)。

#### L.第521-4条

18歳未満の外国人は、国外追放措置の対象とすることはできない。

#### (9) 15年常住規定の廃止(2006年法)

ラファラン首相の後を引き継いだドミニク・ド・ビルパン右派内閣によって制定された2006年7月24日の法律<sup>(注17)</sup>(以下「2006年法」という。)は、国外追放に対する相対的保護規定であるL.第521-2条を改正し、「フランス国籍者と結婚して2年以上」を「3年以上」に引き上げた。フランス人の子の父又は母である外国人についても、「1年以上前」からその子の扶養及び教育に実際に携わっているの条件を「2年以上前」か

らに引き上げた。さらに1981年以来、国外追放の除外規定として存続し、1993年法によっても手をつけられることのなかった「15年常住」規定を廃止した。

### III 国外退去

#### 1 国外退去とは

国外退去 (reconduite à la frontière) は、II で述べたように、不法滞在者を県知事(パリにあっては警視總監)の命令によって国外に退去させることができるようにするために1986年法が新設した隔離措置のひとつである。

これは1980年法が国外追放の対象者の範囲を拡大することによって不法入国・滞行者を取り締まろうとしたのに対して、1981年法がそれらの規定を廃止したのを、国外退去という形で復活させたものであることはすでに述べたとおりである。

国外追放の適用除外規定であるオールドナンス第25条は、2003年法までは国外退去についても適用されていたが、2004年のオールドナンスによって入国滞在法典が創設された際に、国外追放についてはL.第521-2条とL.第521-3条に、国外退去についてはL.511-4条に別々に規定されることになった。

#### 2 これまでの主な改正点

##### (1) 国外退去規定の新設(1986年法)

1986年法がオールドナンス第22条を改正して新設した国外退去規定は次のようなものである。

**第22条** 県にあっては県知事及びパリにあっては警視總監は、次の場合、理由を付した命令により外国人を国外退去させる決定を下すことができる。

1° 同外国人が、フランス領土に正規に入国したことを証明できず、かつ、入国後に同人の状態が正規化されていない場合

2° 同外国人が、フランスに入国後3か月を過ぎても、正規に交付された最初の滞在証明書 (titre de séjour) を所持することなくフランス領土にとどまっている場合

3° 同外国人が、滞在証 (carte de séjour) の更新を拒否され、拒否の通知を受けて1か月を過ぎてもフランス領土にとどまっている場合

4° 同外国人が、滞在証明書の偽造、変造、他人名義での証明又は不所持によって有罪確定判決を受けた場合

ただし、第25条で国外追放の適用除外となっている外国人は国外退去の対象とすることはできない。

##### (2) 外国人滞在委員会の設置(1989年法)

1989年法はオールドナンス第18条 bis によって外国人滞在委員会を設置し、国外退去の対象となった外国人の権利について規定するとともに、県知事が①滞在証の更新、②オールドナンス第15条で規定する居住者証 (carte de résident 有効期限10年) の当然の交付、③国外追放の除外規定である第25条の1°～6°で規定する外国人に対する滞在証の交付、を拒否しようとするときは、同委員会の意見を訊かなければならないと規定した。

そして外国人滞在委員会が滞在証明書の交付・更新に肯定的意見を出したときは、滞在証明書は交付しなければならないことにした。

##### (3) 保護規定の新設(1990年法)

1986年法は第26条 bis で「外国人の国外追放又は国外退去を言い渡す命令は、行政によって職権で執行することができる」と規定していたが、1990年1月10日の法律<sup>(註18)</sup>(以下「1990年法」という。)は第22条 bis を新設して、国外退去の対象者の保護措置について規定した。

主なものは次のとおりである。

○国外退去命令の対象となった外国人は、その通知を受けてから24時間以内に行政裁判所長にその破棄を要求することができる。

○同裁判所長又はその代理は、訴えを提起されてから48時間以内に判決を下す。

○法廷は公開とする。

○国外退去命令は、その通知から24時間の期限が切れるまで又は行政裁判所長若しくはその代理に訴えが提起された場合は、その判決が下るまでは執行することができない。

○上記の判決は、1か月以内にコンセイユ・デタ(行政裁判の最上級裁判所)の争訟部長又はその代理に控訴することができる。ただし、この訴えは停止的效果はもたない。

#### (4) 送還先国の指定(1993年法)

1993年法はオールドナンス第18条 bis を改正して、滞在証の更新については外国人滞在委員会の意見を訊かなくてもいいことにした。さらに同委員会が滞在証の交付・更新に肯定的意見を出したときは、滞在証明書は交付されなければならないという規定も廃止した。

1993年法はまた第27条 bis を新設して、国外追放および国外退去の対象となった外国人の送還先国について規定し、その指定は隔離措置とは別個の決定を構成するとした。すなわちこの決定の破棄を求める訴えはそれだけでは停止的效果をもたず、第22条 bis II の条件でこの訴えが国外退去命令に対する訴えと同時に行政裁判所長に提訴された場合にのみ停止的效果をもつとした。

#### (5) 外国人滞在委員会の廃止(1997年法)

1993年法の改正によって、滞在証の更新を拒否する場合については、県知事は外国人滞在委員会の意見を訊かなくてもよくなり、オールドナンス第15条で規定する居住者証の当然の交付と、第25条によって隔離措置の適用を除外され

る外国人に対する滞在証の交付を拒否しようとする場合にのみ、外国人滞在委員会の意見を訊けばいいことになった。

ところで1993年法は、第15条の条件を厳しくしたことによって、居住者証の当然の交付を受ける権利を奪われる一方で、第25条によって国外追放や国外退去措置からは守られるという、無権利と保護の中途半端な状態におかれる外国人を大勢生み出した。1997年法はこういう不合理な状態を解消するために、滞在証の当然の交付について規定するオールドナンス第12条 bis の範囲を拡大することによって、その解決をはかろうとした。<sup>(注19)</sup>

第15条と第12条 bis の条件は当然ながらぴったり重なるわけではないが、1997年法は、この改正によって、外国人滞在委員会を残す意味はなくなったとして、第18条 bis を廃止してしま<sup>(注20)</sup>った。

#### (6) 外国人滞在委員会の復活(1998年法)

1998年法はオールドナンス第12条 quarter を新設して、外国人滞在委員会を「滞在証明書委員会」として復活させた。この規定は入国滞在法典の L.第312-1条及び L.第312-2条にほとんどそのままの形で引き継がれている。

1998年法はまた第22条 bis を改正して、県知事の国外退去命令の破棄を求める訴えができる期限を「24時間以内」から、国外退去の決定が本人を召喚して伝えられる場合は48時間以内に、郵便手段によって通知される場合は1週間以内に変更した。

#### (7) 判決期限の延長(2003年法)

2003年法は第22条 bis の I の第2項「行政裁判所長及びその代理は、訴えが提起されてから48時間以内に判決を下す」を「72時間以内」に改めた。



(8) 入国滞在法典

入国滞在法典を創設する2004年のオルドナンスによって、オルドナンス第22条は同法典 L.第511-1条に、第22条 bis は同法典 L.第512-2条に移し替えられた。また国外退去の適用除外規定が国外追放とは別に L.第511-4条に規定された。

それぞれの規定は以下のとおりである。

第1編 国外退去

第1章 外国人を国外退去措置の対象とすることができる場合

L.第511-1条

管轄の行政当局は、次の場合、理由を付した命令により、外国人を国外退去させる決定を下すことができる。

1° 同外国人が、フランス領土に正規に入国したことを証明できず、かつ、有効な滞在証明書を所持していない場合

2° 同外国人が、ビザの有効期限を超えて、又はビザの義務に服していないときは、フランスに入国後3か月を過ぎても、正規に交付された最初の滞在証明書を所持することなくフランス領土にとどまっている場合

3° 同外国人が、滞在証明書の交付若しくは更新を拒否され、又は同証明書を取消され、その拒否若しくは取消の通知を受けて、1か月を過ぎてもフランス領土にとどまっている場合

4° 同外国人が、一時的滞在証明書 (title de séjour temporaire) の更新を申請せず、この証明書の期限が切れてから1か月を過ぎてもフランス領土にとどまっている場合

5° 同外国人が、滞在証明書 (title de séjour) の偽造、変造、他人名義での証明又は不所持によって有罪確定判決を受けた場合

6° 同外国人に交付された滞在証 (carte de séjour) の申請受取証若しくは臨時滞在許可証

が取り消され、又はそれらの証明書の更新が拒否された場合

7° 同外国人が、滞在証明書の取消し又は同証明書の交付若しくは更新の拒否の対象となった場合で、これらの取消し又は交付若しくは更新の拒否が、公の秩序への脅威を理由に、現行の法律及び命令の規定によって言い渡された場合

8° ビザの有効期間に、若しくはビザの義務に服していない場合は、上記2°で規定する期間に、その外国人の行動が公の秩序にとって脅威となった場合、又は同期間に、同外国人が労働法典 L.第341-4条の規定(外国人に対する労働許可)を無視した場合

L.第511-4条(国外退去の適用除外)

次の者は、本条によって国外退去措置の対象とすることはできない。

1° 18歳未満の外国人

2° 13歳になる前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明できる外国人

3° フランスに15年以上前から常住していることを何らかの方法で証明できる外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。

4° 10年以上前から正規に居住している外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。

5° 20年以上前からフランスに正規に居住している外国人

6° ポリガミーの状態で生活していない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である外国人で、その子の出生時若しくは1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者

7° フランス国籍者と結婚して2年以上になる外国人で、共同生活が続いており、その配偶

者がフランス国籍を維持している者

8° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、2°に該当する外国人と結婚して3年以上になる者。ただし、共同生活が続いていることを条件とする。

9° フランスの機関から給付を受けている労災又は職業病年金の有資格者で、永続的労働不能率が20%以上の外国人

10° 健康状態が医療を必要としており、その治療を受けなければ特別に重大な結果を招くおそれのあるフランスに常住する外国人。ただし、送還先国では実際に適切な治療を受けられないことを条件とする。

## 第2章 行政及び訴訟手続

### L.第512-2条

国外退去命令の対象となった外国人は、その命令通知が行政的方法によってなされる場合は48時間以内に、又は同通知が郵便手段によってなされる場合は1週間以内に、行政裁判所長に命令の破棄を要求することができる。

行政裁判所長又はその代理は、訴えの提起を受けてから72時間以内に判決を下す。(以下略)

同外国人は、行政裁判所長又はその代理に通訳の援助及び国外退去決定の根拠となった書類の閲覧を要求することができる。

法廷は公開とする。法廷の審問は、同外国人が正規に召喚されたにもかかわらず出頭しない場合を除き、同人の面前で、政府委員の意見なしにおこなわれる。同外国人は、弁護人をもっているときはその補佐を受ける。同外国人は、行政裁判所長又はその代理が職権で弁護人を任命するよう要求することができる。

### (9) 領土退去義務の新設(2006年法)

外国人は、滞在証の交付または更新の申請が認められなかったり、滞在証が取り消された場

合は、その決定通知を受けてから1か月以内にフランスを立ち退かなければならない。これまではその1か月の猶予期限が過ぎても外国人が立ち退かない場合に、はじめて国外退去命令が出された。その通知方法には、行政当局が本人を召喚して直接伝える場合と、郵便手段で通知する場合の二つの方法があることはすでに見たとおりであるが、通常は後者の手段による場合がほとんどで、その執行率ははなはだ低いといわれていた。<sup>(註21)</sup>

そこで2006年法は入国滞在法典 L.第511-1条を改正して、領土退去義務を新設し、滞在証の交付・更新等の拒否を通知する際に、領土退去義務と送還先国指定の通知をいっしょにおこなうことにしたのである。そして1か月の猶予期間が過ぎてもその外国人が立ち退かない場合は、行政が職権で国外退去させることができることにした。<sup>(註22)</sup>

L.第511-1条の3°及び6°は新設の領土退去義務に吸収されるので削除した上でIIとし、次のようにIを新たに加えて領土退去義務について規定した。

### L.第511-1条

#### I.

行政当局が、公の秩序への脅威の存在以外の理由で、外国人に滞在証明書の交付若しくは更新を拒否し、又は滞在証明書、滞在証申請の受取証若しくは臨時滞在許可証を同外国人から取り消すときは、その決定に領土退去義務を付け加えることができる。領土退去義務は、同外国人が第3項に規定する自発的退去期限を守らない場合に同人の送還先となる国を指定する。

行政当局は、EU構成国、欧州経済地域加盟国又はスイス連邦の国民に対し、同人がL.第121-1条で規定するいかなる滞在の権利も証明できないことを確認したときは、理由を付した命令によって、フランス領土を立ち退くことを

義務付けることができる。

同外国人は、同人に課せられた領土退去義務を果たすために、その通知を受けてから1か月の猶予を与えられる。

本第5部第5編の規定は、前項に定める期限が切れるとすぐに、領土退去義務の対象となる外国人に適用することができる。

領土退去義務の対象となった外国人は、勾留された場合を除き、「国立外国人及び移民受入局」(Agence nationale de l'accueil des étrangers et des migrations)が融資する帰国援助措置を要請することができる。

2006年法は、国外退去の適用除外規定であるL.第511-4条についても、フランス国籍者と結婚した外国人の条件を2年から3年に引き上げるなど条件を厳しくするとともに、国外追放の場合と同様「15年常住」規定を廃止した。

#### IV 領土立入禁止

##### 1 領土立入禁止とは

領土立入禁止 (interdiction du territoire français) は、不法入国・滞在者に対する刑罰として、主刑又は拘禁刑および罰金刑の補充刑として、裁判所が無期 (à titre définitif) 又は10年以下の期間フランス領土への立入りを禁止する処分である。

##### 2 これまでの主な法改正

###### (1) 裁判所の権限を明記(1981年法)

オルドナンス第19条は、第5条(入国条件)及び第6条(滞在条件)の規定に従わずに、フランス領土に入国した外国人は、1か月から1年の拘禁刑及び180～8,000フランの罰金に処すると規定していた。また不法入国・滞在を手引きし、斡旋した者に対しては、第21条でおなじ刑に処するとともに、裁判所は同人に対し最大3年間の「領土立入禁止」を言い渡すことができると規

定していた。

斡旋業者は別として、不法入国・滞在という理由だけでは外国人を国外に退去させることはできなかったし、刑事罰を受けた外国人を国外に退去させる決定を下す権限は裁判所に属していたことはすでに述べたとおりである。

1981年法は、第23条の範囲を不法滞在者にまで拡大しようとした1980年法を廃止するとともに、不法入国・滞在で刑を受けた外国人を国外に退去させる決定を下す権限は裁判所にだけあることを第19条に明記した。ただし1981年法で新設した第25条の国外追放適用除外者にはこれは適用しないと規定した。

###### (2) 領土立入禁止の新設(1985.1.3法)

1981年法は、不法入国・滞在で刑を言い渡された外国人については、不法入国・滞在の再犯を犯した場合にだけ、裁判所は刑罰を科すほかに、1年を超えない期間「領土立入禁止」の決定を下すことができると第19条で規定していた。

ところが国外退去させられた不法滞在者<sup>(注23)</sup>はすぐもどってくるために、「社会領域の諸措置に関する1985年1月3日の法律」<sup>(注24)</sup>は、再犯の条件をはずして、第19条第2項で規定する刑を言い渡された外国人に対し、「1年を超えない期間」を「3年」に引き上げた上で、裁判所はフランス領土への入国・滞在を禁止することができると規定した(第100条)。

###### (3) 国外退去を含むことを明記(1986年法)

1986年法は、第19条を改正して不法入国・滞在者に対する罰金刑を「2,000～2万フラン(1986年当時1フラン≒24円として、約4万8000～48万円)」に引き上げるとともに、裁判所が国外に退去させる決定を下さなかったときは、行政当局は直ちに同外国人に最低6か月の臨時滞在許可証を交付しなければならないとい

う規定を廃止した。

また裁判所だけが不法入国・滞在者を国外に退去させる決定を下すことができるという第19条の規定も廃止されたが、これは第22条の改正によって、県知事による国外退去規定が新設されたことによるものである。

しかしそれによって裁判官の権限がなくなっただけではなく、裁判所が受刑者に対し、3年を超えない期間、領土立入禁止を言い渡すことができるという規定は残り、領土立入禁止は当然に国外退去を含み、必要があれば、拘禁刑が終了したときに国外に退去させることが明記された。

#### (4) 領土立入禁止の適用除外規定の新設(1991年法)

1991年12月31日の法律<sup>(注25)</sup>(以下「1991年法」という。)はオルドナンス第21条 bis を新設して、以下のように領土立入禁止の適用除外の対象となる外国人について規定した。

##### 第21条 bis

第19条、第21条及び第27条で規定する領土立入禁止は、次の者には適用しない。

1° 18歳未満の外国人受刑者

2° フランスに居住するフランス人の子の父又は母である外国人受刑者。ただし、部分的にせよこの子に対して親権を行使し、又は実際に扶養していることを条件とする。

3° フランス国籍者と結婚して6か月以上になる外国人受刑者。ただし、その結婚が、有罪判決をもたらした事件より前であることを条件とする。

4° フランスの機関から給付を受けている労災又は職業病年金の有資格者である外国人受刑者で、永続的労働不能率が20%以上の者

領土立入禁止は、次のことを証明する外国人受刑者に対しても同様に適用しない。

1° 10歳になる前から又は15年以上前からフランスに常住している者

2° 10年以上前からフランスに正規に居住している者

第27条は、入国拒否や国外追放、国外退去措置を免れようとした外国人や領土立入禁止処分を受けているにもかかわらず再入国してきた外国人に対し、6月から3年の拘禁刑に処するという規定であるが、その刑を受けた外国人に対し、裁判所は「10年を超えない期間」領土立入禁止を言い渡すことができるという規定が加えられた。

#### (5) 新刑法典への改正(1992年法)

第19条は、1992年7月22日の「新刑法典」への改正法<sup>(注26)</sup>によって、刑法典第131-30条に移し替えられたが、その際に「3年を超えない期間」という条件が引き上げられ、「法律で規定されている場合」は、重罪又は軽罪を犯したすべての外国人に対し、「無期 (à titre définitif) 又は10年以下」の領土立入禁止の刑を言い渡すことができると規定された。領土立入禁止の適用除外者についても、「18歳未満の外国人」(18歳未満には刑法が適用されないことによる)や「労災および職業病年金受給者」が廃止され、「15年常住」の条件は廃止されて、「10年以上前から正規に居住」が「15年以上前から」に改められた。

#### (6) 適用除外条件の引き上げ(1993年法)

新刑法典では、領土立入禁止について規定する条項は18か条を下らず、罪名の数は約200に上る。主なものだけでも残虐行為、強姦、麻薬売買、売春斡旋、強盗、強奪、裏切り・スパイ、テロ行為、贋作、紙幣偽造等<sup>(注27)</sup>が含まれる。

1993年法は第21条 bis を改正して、そこで規定している適用除外者についても、無条件ではなく、裁判所は「犯罪の重大さに鑑みて特別な

理由を付した決定」によるのでなければ領土立入禁止を言い渡すことはできないという条件を加えた。

また適用除外者の条件についても、「結婚して6か月以上」を「1年以上」に引き上げ、「15年常住」規定を廃止し、10年以上前から正規に居住しているという条件を「15年以上」に引き上げ、職業病年金の有資格者は廃止した。

刑法典第131-30条についても、「犯罪の重大さに鑑みて特別な理由を付した決定」によるのでなければ領土立入禁止を言い渡すことはできないという条件を加え、「結婚して6か月以上」を「1年以上」に引き上げた。さらに刑法典で規定する、次にあげる犯罪によって有罪とされた外国人に対する領土立入禁止については、同条を適用しないと規定した。

刑法典第213-2条(人類に対する罪で有罪とされた外国人に対する領土立入禁止、以下おなじ)、第414-6条(国の根本的利益への侵害)、第422-4条(テロリズム)、第431-19条(武器を携帯しての不穏な人だかりへの参加又は教唆)、第442-12条(通貨偽造又は非認可通貨を流通させる犯罪)、第222-34条(麻薬組織)、第222-35条(麻薬の違法生産及び製造)、第222-36条(麻薬の違法輸出入)、第222-38条(麻薬資金のロンダリング等の共犯)。

#### (7) 領土立入禁止適用の中断(1997年法)

1997年法は、領土立入禁止が執行猶予のつかない自由剥奪刑に伴うときは、刑の執行期間中はその適用を中断し、自由剥奪刑が終了した日からまた再開することを規定した。

#### (8) 保護措置の強化(1998年法)

1993年12月30日の法律は<sup>(註28)</sup>オールドナンス第22条の改正をおこなって、IVとして、県知事が国外退去命令を下した際に、国外退去の理由となった「行為の重大性」により、かつ「同外国人の

個人的状況を考慮」して、国外退去の執行から最大1年の領土立入禁止命令を下すことができるという規定を加えたが、1998年法はこれを廃止した。

1998年法はまた、刑法典第131-30条の「外国人受刑者の犯罪の重大性に鑑みて」を「外国人受刑者の犯罪の重大性並びに個人的及び家族的状况に鑑みて」に改め、領土立入禁止の適用除外者として、労災又は職業病年金受給者と医療を必要とする者を加えた。

#### (9) テロ犯罪等について規定(2003年法)

2003年法は、刑法典第131-30条の対象を「軽罪」に限定した上で、新設した第131-30-1条に移し、おなじく新設の第131-30-2条において、テロ行為等にかかわる犯罪を犯した場合を除いて、「絶対的保護」を受ける外国人について規定した。これは国外追放の場合とおなじやり方である。

#### (10) 入国滞在法典

2004年11月24日のオールドナンスによって入国滞在法典が創設されると、領土立入禁止は同法典第L.541-1条で次のように規定されることになった。

### 第4編 領土立入禁止

#### L.第541-1条

重罪又は軽罰を犯した外国人に言い渡すことができる領土立入禁止の刑は、以下に再掲する刑法典第131-30条、第131-30-1条及び第131-30-2条によって規定する。

#### 刑法典第131-30条

法律で規定されている場合は、重罪又は軽罪を犯したすべての外国人に対し、無期又は10年以下の領土立入禁止の刑を言い渡すことができる。

領土立入禁止は、当然に受刑者を国外に退去させることを伴う。必要があれば、同人の拘禁又は懲役の刑が終了したときに執行する。

領土立入禁止が執行猶予のつかない自由剥奪刑に伴うときは、その刑の執行期間中はその適用は中断される。領土立入禁止は、自由剥奪が終了した日から、判決によって定められた期間、再開する。

拘禁刑と同時に言い渡される領土立入禁止は、同禁止の解除を請求する準備のため、この拘禁刑が半自由措置である外部収容、電子的監視又は外出許可つき収容の対象となることを妨げない。

#### 刑法典第131-30-1条(相対的保護)

軽罪に関しては、裁判所は、次の者が対象となるときは、外国人受刑者の犯罪の重大性並びに個人的及び家族的状況に鑑みて、特別に理由を付した決定によるのでなければ領土立入禁止を言い渡すことはできない。

1° ポリガミーの状態ではない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である外国人で、その子の出生時若しくは1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者

2° フランス国籍者と結婚して2年以上になる外国人。ただし、その結婚が有罪判決をもたらした事件より前であること、及び共同生活が続いており、配偶者がフランス国籍を維持していることを条件とする。

3° 15年以上前からフランスに常住していることを何らかの手段で証明することができる外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。

4° 10年以上前からフランスに正規に滞在している外国人。ただし、この全期間<学生>の

記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。

5° フランスの機関から給付を受けている労災又は職業病年金の有資格者で、永続的労働不能率が20%以上の外国人

#### 刑法典第131-30-2条(絶対的保護)

次の者が対象となるときは、領土立入禁止の刑は言い渡すことはできない。

1° 13歳になる前からフランスに常住していることを何らかの手段で証明することができる外国人

2° 20年以上前からフランスに正規に居住している外国人

3° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、フランス国籍を維持しているフランス国籍者と結婚して3年以上になる者。ただし、その結婚が有罪判決をもたらした事件より前であること、及び共同生活が続いていることを条件とする。又は、同じ条件で1°に該当する外国人と結婚した外国人

4° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、フランスに居住している未成年のフランス人の子の父又は母である者。ただし、その子の出生時又は1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者

5° L.第313-11条の11°で規定する滞在証(フランスに常住する外国人で、健康状態が医療を必要としている者に交付される滞在証)の名目でフランスに居住している外国人

3°及び4°の規定は、有罪判決の原因となる事実が同外国人の配偶者又は子に対しておこなわれたものであるときは、適用しない。

本条の規定は、第4部第1編第1章、第2章

及び第4章並びに第413-1条から第413-4条、第413-10条及び第413-11条で規定する国の基本的利益への侵害、第4部第2編で規定するテロ行為、第431-14条から第431-17条までに規定する戦闘集団及び解散を命じられる運動団体に関する犯罪並びに第442-1条から第442-4条で規定する贖金に関する犯罪には適用しない。

#### (1) 2006年法

2006年法は、刑法典第131-30-1条と第131-30-2条のフランス国籍者と結婚した外国人の条件を「結婚して2年」から「3年」に引き上げ、「共同生活が続いており」の前に「結婚以来」の条件を加えた。

### V 勾留

#### 1 勾留とは

勾留 (placement en rétention) は、国外追放、国外退去または領土立入禁止の対象となったが、直ちに国外に退去させることができない外国人を、行刑当局には属さない施設に、その出発に厳密に必要な期間、収容することである。

#### 2 これまでの法改正

##### (1) 勾留の新設(1980年法)

オルドナンスは、国外追放の対象となった外国人で、フランス領土を立ち退くことが不可能であることを証明する者に対し、内相が居住指定を命ずることしか想定していなかった(第28条)。

しかし行政及び司法裁判官は、刑法典第120条によって、国外追放又は逃亡犯罪人引渡しの命令を受けた外国人を行刑施設に勾留することは合法であると認めていた。<sup>(注29)</sup>

1980年法は、不法入国しようとしてフランス行政当局によって入国を拒否された外国人に対し、オルドナンス第5-2条によって、「行刑当局には属さない施設」に勾留できるとする規定を

設けた。そして勾留の48時間後に大審裁判所長又は同裁判所長の委任を受けた司法官が、勾留を延長するかどうかを判断すると規定していたが、国外追放の対象となった外国人に関しては、裁判官の介入なしに、刑法典第120条の条件で行刑施設に1週間勾留できると規定した(オルドナンス第23条、1980年法第6条)。しかしこの第6条は1980年1月9日の憲法評議会判決<sup>(注30)</sup>によって憲法に反すると判断され、廃止された。

しかしバール右派内閣はそのあとすぐに、「安全を強化し、人の自由を保護する1981年2月2日の法律」<sup>(注31)</sup>を制定して、「必要があるとき」は、国外追放の対象者を刑法典第120条で規定している条件(行刑施設への暫定勾留)で、「国外追放を執行するために厳密に必要な期間」勾留することができるとする規定を設けたが(第71条)、1981年法によってその規定は廃止された。

##### (2) 保護措置の強化(1981年法)

1981年法は、オルドナンス第35条 bis を新設して、①入国を拒否された外国人、②国外追放及び③領土立入禁止の対象となった外国人の勾留について、統一的に規定するとともに、外国人の保護を強化した。

主な改正点は次のとおりである。

○勾留の条件として、①絶対的必要がある場合で、②県知事の理由を付した書面によることを明記した。

○大審裁判所長または同裁判所長に任命された裁判官が介入する時期を勾留決定の「48時間後」から「24時間後」に改めた。

○これまでは裁判官は、勾留の延長について命令するだけであったが、外国人の聴取をおこなったあとで、次のいずれかについて命令を下すものとした。

①外国人が警察又は国家憲兵隊(以下「憲兵隊」という。)にパスポート等の身元を保証するすべての証明書類を預けるのと引き換

えに、身元証明の効力をもつ受取証を交付させる。

## ②居住指定

### 例外的に③勾留の延長

○裁判官の決定から6日が過ぎると、いかなる場合であれ、これらの措置の適用は終了する。

○裁判官の決定に対し、行政控訴院長又はその代理に控訴できることにした。

○勾留者を受け入れるすべての施設にこれらの勾留者の身分と勾留の状況を記録する登記簿を維持することを義務付けた。

○勾留の全期間、同外国人は通訳、医師、弁護人の補助を要求できる。

## (3) 国外退去を含める(1986年法)

1986年法は、オールドナンス第22条で県知事による国外退去措置を新設したのに伴って、勾留の対象者のうち、「領土立入禁止処分」を受けた外国人を「国外に退去させられなければならない」外国人と改めることによって、国外退去と領土立入禁止のどちらにも対応できるようにした。

## (4) 勾留条件の緩和(1993年法)

1993年法は国外追放や国外退去の対象者を勾留できる条件として、第35条 bis の「絶対的必要があるときは」の文言を「必要があるときは」に改め、このような勾留は特別な場合ではなく、隔離措置を執行するための通常の一階梯と位置づけた。

第35条 bis のその他の改正点は以下のとおりである。

○勾留対象者のうち、1°の「入国を拒否された外国人」を「第33条によって欧州経済共同体の構成国の当局に引き渡されるべき外国人で、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合」に改めた。これは1990年6月15日のダブリン協定および同年6月19日のシェンゲン実施協

定に伴う改定である。<sup>(注32)</sup>

○聴取は当該外国人からだけでなく、県知事からもおこなうことにした。

○これまでは大審裁判所長またはその代理の命令は居住指定が主で、勾留の延長は例外となっていたが、その順序を逆にして、勾留の延長を主に、居住指定を例外とした。しかも居住指定の条件として、「有効な代理人がいるとき」を新たに加えた。

1993年法はさらに「絶対的緊急の場合及び公の秩序にとって特別に重大な脅威が存在する場合」には大審裁判所長又は同裁判所長の委任を受けた裁判官の命令によって72時間の勾留の再延長ができるとする規定を設けたが、1993年8月13日の憲法評議会判決<sup>(注33)</sup>によって憲法に反すると判断され、廃止された。しかし1993年12月30日の法律<sup>(注34)</sup>はすぐにその規定を復活した。そしてさらに「同外国人が所管の行政当局に本条の2°又は3°で規定する措置(国外追放並びに国外退去及び領土立入禁止)を執行することを可能とする証明書を提出しておらず、状況がこの追加延長をすればこの証明書を入手できるとき」をその条件に加えた。

## (5) 再勾留を規定(1997年法)

勾留の対象者に「勾留が終了してから1週間以内に同外国人が対象となっている隔離措置に従わなかった場合」を加えた。これは勾留が終了して1週間以内であれば、再勾留を認めたわけである。

裁判官の介入時期についても、勾留の決定がなされてから「24時間後」を「48時間後」に改めた。もっとも裁判官の命令が言い渡されてから「遅くとも6日」が過ぎるとこれらの措置の適用は終了するという規定も「5日」に改めているので、再延長がない限り、勾留の決定がなされてから1週間が過ぎるとこれらの措置が終了することには変わりはない。



また居住指定の決定がおこなわれた場合、大審裁判所検事正が同外国人に有効な代理人の保証がないと判断したときは、その差し止めを要求できるとする規定を設けた。

#### (6) 勾留の延長(1998年法)

1998年法は、第35条 bis を改正して勾留者の保護措置を講ずる一方で、72時間の再延長を5日に改めた。そして延長の条件に「隔離措置の執行を不可能にする原因が、同外国人の旅行証明書の紛失若しくは破棄、同人による身元の隠蔽又は同人の隔離に対する意図的妨害からきている場合」を加えた。それは外国人の身元確認をおこなう手続きが多岐にわたっているのにくらべ勾留期間があまりに短かすぎるため、隔離措置の失敗の原因の55%は身元確認ができないこと<sup>(注35)</sup>からきているという理由による。

1997年法は居住指定を受けた外国人の代理人の有効性が疑わしい場合、大審裁判所検事正の取消しを求める訴えに停止的效果をもたせたのであるが、1998年法はそれを廃止した。

勾留の対象者のうち、「国外に退去させられなければならない」外国人には領土立入禁止の対象者も含まれることは先述したとおりであるが、1998年法は領土立入禁止が言い渡された場合、行刑当局には属さない施設にその外国人を勾留することができることを第35条 bis に明記した。

#### (7) 大規模な改正(2003年法)

2003年法は第35条 bis についても大規模な改正をおこなっているが、これらの条項は2004年に創設された入国滞在法典に引き継がれているので、2003年法の改正については主なものとどめる。

○勾留の対象者についてはIで規定し、対象者も拡大した。

○そのうちの3<sup>o</sup>はこれまで「国外に退去させら

れなければならない」外国人となっていたが、それを第22条による国外退去の対象者に限定する一方で、国外退去命令を受けた外国人を勾留する場合は、その退去命令が「過去1年以内のうち<sup>(注36)</sup>に言い渡されたものであること」という条件をつけた。そして領土立入禁止の対象者の勾留については、領土立入禁止について規定するIXで規定した。

○勾留の決定がなされてから48時間後に介入する裁判官が、大審裁判所長または同裁判所長の委任を受けた裁判官から「自由・勾留裁判官」に変わった。自由・勾留裁判官は「推定無罪の保護及び犠牲者の権利を強化する2000年6月15日の法律」<sup>(注36)</sup>第49条によって新設されたものである。

○自由・勾留裁判官が命ずる勾留の延長期限を「5日」から「15日」に改めた。またその15日の期限が切れて、「絶対的緊急の場合若しくは公の秩序に特別に重大な脅威が存在する場合、又は隔離措置の執行が同外国人の旅行証明書の紛失若しくは破棄、同人の身元の隠蔽、若しくは同人の隔離に対する意図的妨害によってできないとき」は、さらに自由・勾留裁判官が15日間の再延長を命ずることができることにした。

#### (8) 入国滞在法典

第35条 bis の規定は2004年オールドナンスによって入国滞在法典 L.第551-1条以下に移行することになった。その主なものを以下に紹介する。

##### (i) 対象者

##### L.第551-1条

外国人が次の場合に該当するときは、同外国人を行刑当局には属さない施設に勾留することができる。

1<sup>o</sup> L.第531-1条及びL.第531-2条によってEU構成国の一の所管当局に引き渡さなければ

ならないが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合

2° 国外追放命令の対象となったが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合

3° L.第511-1条からL.第511-3条によって国外退去命令の対象となり、かつ、過去1年以内のうちに言い渡しを受けたが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合

4° L.第531-3条で規定する人相書又は隔離決定の対象となったが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合

5° 上記の場合の一によって勾留の対象となったが、その留置期限が切れてから7日の期限内に行われることになっている隔離措置に従わなかった、又はそれに従ったが、その措置がまだ執行中であるにかかわらず、フランスに再入国してきた場合

## (ii) 保護措置

主なものを箇条書きにすると、以下のとおりである。

○勾留の決定は理由を付した書面による。写しを同外国人に渡さなければならない(L.第551-2条)。

○同外国人には、同人が解する言語で、できるだけ早く (*dans les meilleurs délais*)、通訳、弁護士及び医師の援助を請求できることを知らせなければならない。同人にはまた弁護人及び同人が選んだ人物と話ができることを知らせなければならない(同上)。

○勾留施設に到着したとき、同外国人は庇護権の請求に関して同人が行使できる権利について通知を受ける(L.第551-3条)。

○勾留の決定から48時間が経過すると、自由・勾留裁判官が介入する(L.第552-1条)

○自由・勾留裁判官は、勾留期間中同外国人に認められている権利について同人に注意を喚起し、L.第553-1条で規定している登録簿に現れて

いる記載から、勾留決定の通知の際に同外国人の権利が十分に同人に知らされ、それを行使できる状態で勾留されていたかを確認する(L.第552-2条)。

## (iii) 居住指定

### L.第552-4条

例外的に自由・勾留裁判官は、同外国人が有効な代理人をもっているときは、パスポート及び身元を証明するあらゆる書類の原本を警察の担当係又は憲兵隊の担当班に預けさせ、それと引き換えに身元証明の代わりになる、隔離措置の執行中との記載のある受取証を交付させたあとで、同人の居住指定を命ずることができる。

(略)

## (iv) 勾留の延長

### L.第552-7条

L.第552-1条に規定する48時間の期限が切れてから15日が経過し、かつ、絶対的緊急の場合若しくは公の秩序にとって特別に重大な脅威が存在する場合、又は隔離措置の執行ができない原因が同外国人の旅行証明書の紛失若しくは破棄、身元の隠蔽若しくは同外国人の隔離に対する意図的妨害からきているときは、自由・勾留裁判官に改めて付託される。

自由・勾留裁判官は、L.第552-1条及びL.第552-2条で規定する条件で、命令によって判決を下す。同裁判官が勾留の延長を命じたときは、延長の命令は前項で規定する15日の期限が切れた時から、新たに最大15日間、発効する。

L.第552-6条の規定を適用する。

### L.第552-8条

行政の迅速な処理にもかかわらず、同外国人を所管する領事館が旅行証明書を交付しないか、若しくは輸送手段の欠如により、隔離措置の執行ができなかったとき、又は所管の行政当

局が、短い期限ではこれらの状況のいずれかが生じる可能性があることを証明したときにも、自由・勾留裁判官に付託される。また行政の迅速な処理にもかかわらず、旅行証明書の交付が余りに遅れたために、L.第552-7条第1項に規定する期限内に隔離措置の執行に着手できなかったときにも、同様の目的で同裁判官に付託される。

自由・勾留裁判官は、L.第552-1条及びL.第552-2条で規定する条件で、命令によって判決を下す。同裁判官が勾留の延長を命じたときは、勾留の命令はL.第552-7条第1項で規定する15日の期限が切れた時から発効する。延長は5日を超えることはできない。

#### (v) 控訴

##### L.第552-9条

本章第1節及び第2節で規定する命令は、控訴院の第一裁判長又はその代理に控訴することができる。その形式は問わない。同裁判長は、提訴から48時間以内に判決しなければならない。控訴は、同外国人、大審裁判所検事正及び行政当局によって提起することができる。

##### L.第552-10条

控訴は停止的効果をもたない。ただし、大審裁判所検事正が、同外国人に有効な代理人の保証がない、又は公の秩序にとって重大な脅威が存在すると判断したときは、同検事正は控訴院の第一裁判所長又はその代理に対し、控訴に停止的効果を認めるよう要求することができる。

#### (9) 2006年法

2006年法は、入国滞在法典L.第551-1条の改正をおこない、勾留の対象者のうち3<sup>o</sup>のL.第511-1条からL.第511-3条による国外退去の対象者に刑法典第131-30条第2項で規定する「領土立入禁止の執行によって国外に退去させられ

なければならない」外国人を加え、勾留の対象者を規定するL.第551-1条においても、領土立入禁止の対象者が含まれることを明記した。また6<sup>o</sup>として、新設した領土退去義務の対象者を加えた。

L.第552-5条では、居住指定を受けた外国人は隔離措置を執行するために警察の担当係又は憲兵隊の担当班に「定期的に」出頭しなければならないのを「毎日」に改め、監視を強めることにした。

#### おわりに

1998年法の国民議会報告書は、フランスはその起源以来多元的であったと述べ、「しばしば矛盾し、ときには衝突しあう多様な寄与」によってフランスは養われてきたと述べている。この現実には、「自国民優先 (préférence nationale)」または「移民ゼロ」の信奉者たちからは拒否されているが、共和国および民主主義の価値観のもとに結ばれている国民同胞の大部分からは認められていると述べている。そして移民政策の三本の柱として、均衡と教育、共和的コンセンサスをあげている。<sup>(注37)</sup>

社会党政権のもとで制定された1981年法や1988年法、1998年法は、新たに不法入国してくる外国人や犯罪者を取り締まるのは当然としても、不法滞在者であっても、フランス滞在の長い外国人や家族生活を営む権利を尊重されるべき外国人に対しては、一定の基準にしたがって滞在証明書を当然に交付し、その社会統合を助けようとしてきた。それに対して、右派によって制定された1986年法や1993年法、2003年法の流れを受け継ぐ2006年法は、「15年常住」規定の廃止に見られるように、「不正行為の長さは不正を消し去ることはできない」<sup>(注38)</sup>という考え方から、フランス滞在が長い不法滞在者についても滞在証明書の更新や交付を認めず、フランスから立ち退かせようとしている。何故ならそうい

う移民がいることがフランスの国民統合の障害になっていると考えるからである。

1998年法の報告書が、フランスは歴史的に見て、「しばしば矛盾し、ときには衝突しあう多様な寄与」によって養われてきたことを認めているのに対し、2006年法はこれまでの移民の中心であった家族的移民は「押し付けられた移民」<sup>(注39)</sup>であって、フランスの威光や経済にとってプラスにならない移民であるという考え方に立っている。

2002年5月の大統領選挙でシラク大統領が再選され、同年6月の国民議会選挙でも右派の国民運動連合(UMP)が多数を占め、社会党との第三次共存政権を解消してからは、政府は外国人に対する規制を強めており、それがまた国民の大半によって支持されるようになっていく。それは今年(2007年)の大統領選挙で、UMP総裁で同党の統一候補であるサルコジ前内相の移民・国民統合省設立構想が、移民と国民統合を結びつけることに対して歴史学者などからは批判があるものの、国民の大半によって受け入れられているということにも表れている(サルコジ前内相は5月に大統領に選出されると、公約どおり移民・国民統合省を新設した)。社会党の対立候補であるロワイヤル元環境相も右派層に配慮して、これまでの社会党の考え方からは一歩を踏み出し、国歌のマルセイエーズを讃え、国民すべての家庭に国旗が備えられ、祝日にはそれが掲揚されることが望ましいという発言をするようになっていく<sup>(注40)</sup>。

こういう状況の中で、サルコジ内相(当時)は2006年7月30日のアレテで不法滞在者を隔離しやすくするためにエロワ(ELOI)と名づける不法滞在者の身元に関する情報データベースを内務省の中に設置する決定をしたが、人権団体や外国人支援団体によってその破棄を求める訴えがコンセイユ・デタに提起され、コンセイユ・デタは2007年3月12日の判決で同アレテを破棄<sup>(注42)</sup>

した。司法においては1998年法のいう「均衡」を重視する判断が示されたということが出来る。

#### 注

\* インターネット情報はすべて2007年6月30日現在である。

- (1) 高山直也「フランスにおける不法移民対策と社会統合」『外国の立法』230号, 2006.11, pp.72-90. 2006年法が不法滞在者に対する国外退去措置の執行率を上げるために、領土退去義務を新設したことは同号で紹介しているので、本稿ではそこに至るまでの隔離措置のジグザグ運動の軌跡について概観する。
- (2) Ordonnance no 45-2658 du 2 novembre 1945 relative à l'entrée et au séjour des étrangers en France et portant création de l'Office national de l'immigration (AN Rapport, no 390<1981.9.29>, p.69).
- (3) Ordonnance no 2004-1248 du 24 novembre 2004 relative à la partie législative du code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile.
- (4) *Immigration: le devoir d'insertion: rapport du groupe de travail immigration, novembre 1987.* Paris: Documentation française, 1988, pp.9-22.
- (5) *Ibid.*, pp.23-27.
- (6) Patrick Weil, *La France de ses étrangers.* Paris: Gallimard, 1991, p.335.
- (7) AN Rapport, no 1069 (1979.5.17), pp.27-29.
- (8) Loi no 80-9 du 10 janvier 1980 relative à la prévention de l'immigration clandestine et portant modification de l'ordonnance no 45-2658 du 2 novembre 1945 relative aux conditions d'entrée et de séjour en France des étrangers et portant création de l'Office national d'immigration. *J.O.*, 1980.1.11, p.71-72.
- (9) Loi no 81-973 du 29 octobre 1981 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France. *J.O.*, 1981.10.30, p.2970-72.

- (10) フランス人およびフランス国籍を取得した外国人の双方を含む。
- (11) 両親の片方がフランス人又はフランス生まれである場合、その子は出生時からフランス国籍となる。
- (12) Loi no 86-1025 du 9 septembre 1986 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France.
- (13) Loi no 89-548 du 2 août 1989 relative aux conditions de séjour et d'entrée des étrangers en France. *J.O.*, 1989.8.8, pp.9952-54.
- (14) Loi no 93-1027 du 24 août 1993 relative à la maîtrise de l'immigration et aux conditions d'entrée, d'accueil et de séjour des étrangers en France. *J.O.*, 1993.8.29, pp.12196-203.
- (15) Décret no 97-24 du 13 janvier 1997 portant modification du décret no 82-440 du 26 mai 1982 modifié portant application des articles 24 et 33 de l'ordonnance no 45-2658 du 2 novembre 1945 modifiée relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France. Légifrance ホームページ <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=515076&indice=1&table=JORF&ligneDeb=1>>
- (16) Loi no 2003-1119 du 26 novembre 2003 relative à la maîtrise de l'immigration, au séjour des étrangers en France et à la nationalité.
- (17) Loi no 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration.
- (18) Loi no 90-34 du 10 janvier 1990 modifiant l'ordonnance no 45-2658 du 2 novembre 1945 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France.
- (19) 高山 前掲注(1), pp.74-75. 高山直也「フランスにおける不法滞在者と正規化問題」『レファレンス』553号, 1999.2, p.61.も参照。
- (20) AN Rapport, no 3217 (1996.12.5), pp.54-56.
- (21) Sénat Rapport, no 371 (2005-2006), Exposé général, pp.4-5. 元老院 ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/105-371-1/105-371-1.html>>
- (22) 高山 前掲注(1), pp.85-86.
- (23) AN Rapport, no 2458 (1984.11.28), p.84. 同報告書は、1983年に第19条によって国外退去させられた外国人7,000人のうち約5,000人は1984年7月までに再入国していると述べている。
- (24) Loi no 85-10 du 3 janvier 1985 portant diverses dispositions d'ordre social. *J.O.*, 1985.1.4, pp.94-101.
- (25) Loi no 91-1383 du 31 décembre 1991 renforçant la lutte contre le travail clandestine et la lutte contre l'organisation de l'entrée et du séjour irréguliers d'étrangers en France.
- (26) Loi no 92-683 du 22 juillet 1992 portant réforme des dispositions générales du Code pénal. *J.O.*, 1992.7.23, p.9868.
- (27) AN Rapport, no 326 (1993.6.10), p.130.
- (28) Loi no 93-1417 du 30 décembre 1993 portant diverses dispositions relative à la maîtrise de l'immigration et modifiant le Code civil.
- (29) *Op. cit.* (2) AN Rapport, no 390, p.30. 国外追放の場合、拘置 (incarcération) の態様について規定されるのは、1978年12月9日のデクレ第78-1154号によってである。
- (30) Décision du Conseil constitutionnel no 79-109 D. C. du 9 janvier 1980 (*Op. cit.* (2) AN Rapport, no 390, pp.77-79).
- (31) Loi no 81-82 du 2 février 1981 renforçant la sécurité et protégeant la liberté des personnes. *J.O.*, 1981.2.3, p.423.
- (32) シェンゲン実施協定は、域内で不法滞在している外国人は、その外国人を入国させた国が責任をもって引き受ける再引取 (réadmission) 制度を設けている。また同条約は、難民の地位申請を審査するのは加盟国の中の一か国に限るというルールを決めたが、審査国を決定する基準とその国の義務についてより詳細な取り決めをおこなっているのがダブリン協定である。(山根裕子『新版EU/EC法』有信堂高文社

- 1995, p.23.
- (33) Décision no 93-325 DC du 13 août 1993.
- (34) *Op. cit.* (28)
- (35) AN Rapport, no 451 (1997.10.20), p.16.
- (36) Loi no 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victims. Adminet ホームページ <<http://admi.net/jo/20000616/JUSX9800048L.html>>
- (37) AN Rapport, no 451 (1997.10.20), p.7.
- (38) AN Rapport, no 326 (1993.6.10), p.60.
- (39) “Pour Nicolas Sarkozy, 《l’immigration choisie est un rampart contre le racisme》.” *Le Monde*, 2006.4.28.
- (40) “Royal veut voir le drapeau tricolore chez les Français.” *Le Figaro*, 2007.3.24/25 ; “Mme Royal veut rassembler sous la bannière de 《la France présidente》.” *Le Monde*, 2007.3.25/26.
- (41) Légifrance ホームページ <<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/Visu?cid=780474&indice=1&table=JORF&ligneDeb=1>>
- (42) コンセユ・デタ・ホームページ <[http://www.conseil-etat.fr/ce/jurispd/index\\_ac\\_id0712.shtml](http://www.conseil-etat.fr/ce/jurispd/index_ac_id0712.shtml)>

(たかやま なおや・海外立法情報調査室主幹)

# 外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典

## 第5部 隔離措置

Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile.

Livre V

Les Mesures d'Eloignement

高山 直也訳

### 外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典

第1部 一定国の国民である外国人に適用される一般規定

第2部 フランスへの入国

第3部 フランスにおける滞在

第4部 家族呼び寄せ

第5部 隔離措置

第6部 統制及び処罰

第7部 庇護権

### 第5部 隔離措置

第1編 領土退去義務及び国外退去

第1章 外国人を領土退去義務又は国外退去措置の対象とすることができる場合

第2章 行政及び訴訟手続

第3章 領土退去義務及び国外退去措置の執行

第4章 ギアナ及びグアドループに特有の規定

第2編 国外追放

第1章 外国人を国外追放措置の対象とすることができる場合

第2章 行政手続

第3章 国外追放命令の執行

第4章 国外追放の廃止

第3編 その他の隔離の行政措置

第1章 欧州連合及びシェンゲン協定の枠内で取られる措置

第2章 ギアナに特有の措置

第4編 領土立入禁止の刑

第5編 行刑当局には属さない施設への外国人の勾留

第1章 勾留

第2章 自由・勾留裁判官による勾留の延長

第3章 勾留の条件

第4章 勾留の終了

第5章 領土立入禁止措置の対象となっている外国人に対する特別規定

第6編 諸規定

第1章

\* 以下の注はすべて原注である。

### 第5部 隔離措置

第1編 領土退去義務及び国外退去

第1章 外国人を領土退去義務又は国外退去措置の対象とすることができる場合

#### L.第511-1条

(2006年7月24日の法律第2006-911号(以下「2006年法」という。))第51条及び第52条)

I. 行政当局が、公の秩序への脅威の存在以外の理由で、外国人に滞在証明書(title de séjour)の交付若しくは更新を拒否し、又は滞在証明書、滞在証(carte de séjour)申請の受取証若しくは臨時滞在許可証を同外国人から取り消すときは、その決定に領土退去義務を付け加えることができる。領土退去義務は、同外国人が第3項に規定する自発的退去期限を守らない場合に同人の送還先となる国を指定する。<sup>(注1)</sup>

行政当局は、EU構成国、欧州経済地域加盟国又はスイス連邦の国民に対し、同人がL.第121-1条で規定するいかなる滞在の権利も証明

できないことを確認したときは、理由を付した命令によって、フランス領土を立ち退くことを義務付けることができる。

同外国人は、同人に課せられた領土退去義務を果たすために、その通知を受けてから1か月の猶予を与えられる。

本第5部第5編の規定は、前項に定める期限が切れるとすぐに、領土退去義務の対象となる外国人に適用することができる。

領土退去義務の対象となった外国人は、勾留された場合を除き、「国立外国人及び移民受入局」(Agence nationale de l'accueil des étrangers et des migrations)が融資する帰国援助措置を要請することができる。

II. 管轄の行政当局は、次の場合、理由を付した命令により、外国人を国外に退去させることを決定することができる。

1° 同外国人が、フランス領土に正規に入国したことを証明できず、かつ、有効な滞在証明書を所持していない場合

2° 同外国人が、ビザの有効期限を超えて、又はビザの義務に服していないときは、フランスに入国後3か月を過ぎても、正規に交付された最初の滞在証明書を所持することなくフランス領土にとどまっている場合

<sup>(注2)</sup> 3° 同外国人が、滞在証明書の交付若しくは更新を拒否され、又は同証明書を取消され、その拒否若しくは取消しの通知を受けて、1か月を過ぎてもフランス領土にとどまっている場合

4° 同外国人が、一時的滞在証明書 (title de séjour temporaire) の更新を申請せず、この証明書の期限が切れてから1か月が経過してもフランス領土にとどまっている場合

5° 同外国人が、滞在証明書の偽造、変造、他人名義での証明又は不所持によって有罪確定判決を受けた場合

<sup>(注2)</sup> 6° 同外国人に交付された滞在証の申請受取証若しくは臨時滞在許可証が取り消され、又はそれらの証明書の更新が拒否された場合

7° 同外国人が滞在証明書の取消し又は同証明書の交付若しくは更新の拒否の対象となった場合で、これらの取消し又は交付若しくは更新の拒否が、公の秩序への脅威を理由に、現行の法律及び命令の規定によって言い渡された場合。

8° ビザの有効期間に、若しくはビザの義務に服していない場合は、上記2°で規定する期間に、同外国人の行動が公の秩序にとって脅威となった、又は同期間に、同外国人が労働法典L.第341-4条の規定を無視した場合

注(1) 2006年法第118条により、L.第511-1条Iの規定は、行政裁判所法典を改正するコンセイユ・デタの議を経るデクレが公布された日から、又は遅くとも2007年7月1日から発効する。

注(2) 2006年法第118条により、L.第511-1条の3°及び6°の規定は、行政裁判所法典を改正するコンセイユ・デタの議を経るデクレが公布された日から、又は遅くとも2007年7月1日から廃止する。

#### L.第511-2条

(2006年法第50条、第51条及び第53条)

L.第511-1条IIの1°の規定は、次の場合、EU構成国の国民ではない外国人にも適用される。

a) 同外国人が、1990年6月19日にシェンゲンで署名された協定第5条に規定する入国条件を満たしていない場合

b) 又は、同協定加盟国の領土から直接やってきたが、同協定第19条第1文節若しくは第2文節、第20条第1文節及び第21条第1文節若しくは第2文節の諸条項に従って本土に入国したことを証明できない場合



### L.第511-3条

(2006年法第50条、第51条及び第54条)

L.第511-1条IIの2°及び8°の規定は、EU 構成国の国民でない外国人が1990年6月19日にシェンゲンで署名された協定の加盟国の一の領土から直接やってきて、同協定の第19条第1文節若しくは第2文節、第20条第1文節及び第21条第1文節若しくは第2文節の諸条項に従わないで本土にとどまっている場合にも、適用される。

### L.第511-4条

(2006年法第50条、第51条及び第55条)

次の者は、本条によって領土退去義務又は国外退去措置の対象とすることはできない。

1° 18歳未満の外国人

2° 13歳になる前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明できる外国人

3° (廃止「フランスに15年以上前から常住していることを何らかの方法で証明できる外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く」)

4° 10年以上前から正規に居住している外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証 (carte de séjour temporaire 有効期限1年)の所有者であった場合を除く。

5° 20年以上前からフランスに正規に居住している外国人

6° ポリガミーの状態ではない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である外国人で、その子の出生時若しくは2年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者

7° フランス国籍者と結婚して3年以上になる外国人で、結婚以来共同生活が続いており、その配偶者がフランス国籍を維持している者

8° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、2°に該当する外国人と結婚して3年以上になる者。ただし、結婚以来共同生活が続いていることを条件とする。

9° フランスの機関から給付を受けている労災又は職業病年金の有資格者で、永続的労働不能率が20%以上の外国人

10° 健康状態が医療を必要としており、その治療を受けなければ特別に重大な結果を招く恐れのあるフランスに常住する外国人。ただし、送還先国では実際に適切な治療を受けられないことを条件とする。

11° EU 構成国、欧州経済地域加盟国又はスイス連邦の国民並びに同人の家族で、L.第122-1条に規定する継続的滞在 (séjour permanent) の権利を与えられている者

さらに、L.511-1条IIの1°、2°及び4°で規定する理由の一によって、L.第121-3条で規定する、EU 構成国、欧州経済地域加盟国又はスイス連邦国民の家族の一員である第三国の外国人を国外退去手段の対象とすることはできない。

## 第2章 行政及び訴訟手続

### L.第512-1条

(2006年法第56条及び第57条)

(2007年2月19日の法律第2007-210号第7条II)

滞在若しくは滞在証明書の交付若しくは更新の拒否又は滞在証明書、滞在証申請の受取証若しくは臨時滞在許可証の取消しの対象となり、送還先国を表示した領土退去義務を併せて通知された外国人は、通知を受けてから1か月以内に、行政裁判所にそれらの決定の破棄を要求することができる。同外国人は、遅くとも同人の破棄請求手続が開始されるときまでに司法援助を受けることを要求できる。破棄の訴えは、領土退去義務の執行を停止する。ただし、本第5

部第5編で規定する条件で行政的勾留をする妨げにはならない。

行政裁判所は、その訴えを受けてから3か月以内に判決を下す。ただし、裁判所が判決を下す前に同外国人が勾留された場合は、同裁判所は、L.第512-2条で規定する手続きに従って、領土退去義務及び送還先国を指定する決定の合法性について、遅くとも行政がその勾留について裁判所に通知したときから72時間以内に判決を下す。

領土退去義務が破棄された場合は、本第5部第5編で規定する監視措置を直ちに終了し、同外国人に行政当局が同人の件について改めて決定を下すまで臨時滞在許可証を交付する。

#### L.第512-1-1条

(2006年法第56条によって加えられる)

国外退去命令の通知を受けると、同外国人はできるだけ早く、弁護人、同人の領事館又は同人が選んだ人物に知らせることができる。

#### L.第512-2条

(2006年法第50条及び第58条)

国外退去命令の対象となった外国人は、行政的方法によって通知を受けてから48時間以内に、行政裁判所長にその命令の破棄を要求することができる。

行政裁判所長又は同裁判長が同裁判所の裁判官若しくは行政裁判所法典 L.222-2-2条に規定する名簿に登録されている名誉司法官の中からこの目的のために指名する司法官は、その訴えを受けてから72時間以内に判決を下す。同裁判官は、同外国人が本第5部第5編によって勾留されているときは、同人が勾留されている場所に最も近い司法裁判所の所在地に移動することができる。

同外国人は、行政裁判所長又はこの目的のために指名された司法官に通訳の援助及び国外退去決定の根拠となった書類の閲覧を要求することができる。

法廷は公開とする。法廷の審問は、同外国人が正規に召喚されたにもかかわらず出廷しない場合を除き、同人の面前で、政府委員の意見なしにおこなわれる。同外国人は、弁護人をもっているときはその補佐を受ける。同外国人は、同裁判所長又はこの目的のために指名された司法官に職権で弁護人を任命するよう要求することができる。

注(1) 2006年法第58条及び第118条により、行政裁判所法典を改正するコンセイユ・デタの議を経るデクレが公布された日から、又は遅くとも2007年7月1日から、「その命令が行政的方法によってなされる場合は通知を受けてから48時間以内に、又は同通知が郵便手段によってなされる場合は1週間以内に」の文言が「行政的方法によって通知を受けてから48時間以内に」に差し替えられる。

#### L.第512-3条

(2006年法第50条及び第59条)

本第5部第5編の規定は、国外退去措置が介入するとすぐ適用される。

L.第511-1条からL.第511-3条による国外退去命令は、行政的方法によって通知を受けてから48時間の期限が切れるまでは、又は行政裁判所長若しくはこの目的のために指名された司法官に訴えが提起されたときは、その判決が下るまでは、執行することができない。

注(1) 2006年法第59条及び第118条により、行政裁判所法典を改正するコンセイユ・デタの議を経るデクレが公布された日から、又は遅くとも

も2007年7月1日から、「その命令が行政的方法によってなされる場合は通知を受けてから48時間以内に、又は同通知が郵便手段によってなされる場合は1週間以内に」の文言が「行政的方法によって通知を受けてから48時間以内に」に差し替えられる。

#### L.第512-4条

(2006年法第50条)

国外退去命令が破棄された場合は、本第5部第5編で規定する監視措置を直ちに終了し、行政当局が改めて同外国人の件について決定を下すまで、同外国人に臨時滞在許可証を交付する。

### 第3章 領土退去義務及び国外退去措置の執行

#### L.第513-1条

(2006年法第50条、第60条II、第61条及び第62条、  
2007年1月1日より発効)

L.第512-2条第1項で規定する期限内に行政裁判所長又はこの目的のために指名された司法官に訴えが提起されなかった、又は同条で定める条件で破棄の対象とならなかった国外退去命令<sup>(注1)</sup>は、行政によって職権で執行することができる。

注(1) 2006年法第117条により、同法第60条の規定は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める日から、又は遅くとも2007年7月1日から発効すると規定。

2006年12月23日のデクレ第2006-1708号により、その日は2007年1月1日からと定められる。

#### L.第513-2条

(2006年法第50条、第61条及び第63条)

フランス領土を立ち退く義務を負っている、

又は国外退去させられなければならない外国人は、次に向けて隔離される。

1° 同外国人が国籍をもつ国。ただし、フランス難民無国籍保護局又は難民救済委員会(Commission des recours des réfugiés)が同外国人を難民として認めた場合又は同委員会が同人の庇護申請にまだ結論を出していない場合は除く。

2° 又は、同外国人に現在有効の旅行証明書を発行した国

3° 又は、同外国人が合法的に受け入れられる国

外国人が、そこではその生命又は自由が脅かされる、又は1950年11月4日の欧州人権条約第3条の条項に反する扱いに曝されることを証明した場合は、同人をその国に向けて隔離させることはできない。

#### L.第513-3条

(2006年法第50条、第61条及び第64条)

送還先国を指定する決定は、隔離措置そのものとは別個の決定を構成する。

送還先国を指定する決定が国外退去措置を執行することを目的としているときは、この決定の取消しを求める訴えは、L.第512-3条の最終項で定める条件で、この訴えが同指定の執行目的である国外退去措置に対する訴えと同時に行政裁判所長に提起された場合にしか停止的效果をもたない。

#### L.第513-4条

(2006年法第50条、第61条及び第65条)

フランス領土を立ち退く義務を負っている、又は国外退去させられなければならない外国人で、自分の母国に帰国することも、他のどの国に行くこともできないことを証明することに

よって、フランス領土を立ち退くことが不可能であることを証明する者は、本第5部第5編の規定にかかわらず、指定された場所に居住させることができる。その場合、同外国人は、警察及び国家憲兵隊（以下「憲兵隊」という。）の担当係に定期的に出頭しなければならない。居住指定にかかわる規定を遵守しなかった場合は、L.第624-4条に定める条件で処罰する。

#### 第4章 ギアナ及びグアドループに特有の規定 (省略)

### 第2編 国外追放

#### 第1章 外国人を国外追放措置の対象とすることができる場合

##### L.第521-1条

L.第521-2条、L.第521-3条及びL.第521-4条の規定を除き、外国人がフランスに存在することが公の秩序にとって脅威となるときは、国外追放を言い渡すことができる。

##### L.第521-2条

(2006年法第67条)

次の者は、その措置が国の治安又は公共の安全にとって絶対的に必要であり、かつ、L.第521-3条の規定がそれを妨げない場合でなければ、国外追放措置の対象とすることはできない。

1° ポリガミーの状態ではない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である外国人で、その子の出生時若しくは1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者

2° フランス国籍者と結婚して3年以上になる外国人で、結婚以来共同生活が続いており、その配偶者がフランス国籍を維持している者

3° (廃止)「フランスに15年以上前から常住し

ていることを何らかの手段で証明できる外国人。ただし、同人がこの全期間<学生>の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く」)

4° 10年以上前から正規に居住している外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。

5° フランスの機関から給付を受けている労災又は職業病年金の有資格者で、永続的労働不能率が20%以上の外国人

6° EU構成国、欧州経済地域加盟国又はスイス連邦の国民で、10年前からフランスに正規に滞在している外国人

本条の規定にかかわらず、同外国人が5年以下の拘禁刑確定判決を受けたときは、L.第521-1条によって国外追放命令の対象とすることができる。

##### L.第521-3条

(2006年法第68条及び第77条I)

次の者は、国の根本的利益を侵害するような性格の、若しくはテロの性格をもった活動と結びついた、又は特定の個人若しくはグループに対して差別、憎悪若しくは暴力を明確かつ故意に使喚する行動を構成する行為があった場合を除いて、国外追放の対象とすることはできない。

1° 13歳になる前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明することができる外国人

2° 20年以上前からフランスに正規に居住している外国人

3° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、フランス国籍を維持しているフランス国籍者又は1°に該当する外国人と結婚して4年以上になる者。ただし、結婚以来共同生活が続いていることを条件とする。

4° 10年以上前からフランスに正規に居住す

る外国人で、ポリガミーの状態では生活していない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である者。ただし、民法第371-2条で規定する条件でその子の出生時若しくは1年以上前からその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できることを条件とする。

5° 健康状態が医療を必要としており、その治療を受けなければ特別に重大な結果を招く恐れのあるフランスに常住する外国人。ただし、送還先国では実際に適切な治療を受けられないことを条件とする。

ただし、3°及び4°の規定は、国外追放の原因となる事実が同外国人の配偶者、子又は同人が親権を行使しているすべての子に対して行われたものであるときは適用しない。

本条で規定する外国人は、L.第521-2条の最終項で規定する状態に該当する場合であっても、本条の適用を受ける。

#### L.第521-4条

18歳未満の外国人は、国外追放措置の対象とすることはできない。

### 第2章 行政手続

#### L.第522-1条

I. 絶対的緊急の場合を除き、国外追放は次の条件でしか言い渡すことはできない。

1° 同外国人は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件で前もって知らされなければならない。

2° 同外国人は、行政当局の要求によって開かれる委員会によって聴取されるために召喚される。委員会の構成は、次のとおりである。

a) 県庁所在地の大審裁判所長又は同裁判所長によって委任された判事が委員長

b) 同大審裁判所の総会で任命された司法官 (magistrat)

c) 行政裁判所評定官

#### L.第522-2条

第522-1条の2°で規定する召喚状は、少なくとも委員会が開かれる15日前に同外国人に渡されなければならない。召喚状は、同外国人が弁護人又は自分が選んだあらゆる人物の補佐を受け、通訳つきで聴取される権利をもっていることを明記する。

同外国人は、1991年7月10日の法律第91-647号で規定する条件で、司法援助を受けることを要求することができる。この権利は、召喚状に記載される。司法援助の一時承認は、委員会の委員長によって言い渡すことができる。

委員会の審議は、公開とする。裁判長は、審議の秩序に留意する。同裁判長がそれを確保するために命じることは、すべて直ちに執行されなければならない。同外国人の釈明を記録した調書は、決定を下すために、委員会の理由を付した意見を添えて管轄の行政当局に伝達される。委員会の意見は、同外国人にも伝達される。

### 第3章 国外追放命令の執行

#### L.第523-1条

外国人の国外追放を言い渡す命令は、行政によって職権で執行することができる。

#### L.第523-2条

国外追放命令の対象となった外国人の送還先国は、L.第513-2条に定める条件で決定する。

#### L.第523-3条

国外追放命令の対象となった外国人で、自分の母国に帰国することも、他のどの国に行くこともできないことを証明することによって、フランス領土を立ち退くことが不可能であることを証明する者は、L.第513-4条に定める条件で、居住指定措置の対象とすることができる。L.第

624-4条の規定を適用する。

絶対的緊急の場合及び国の治安又は公共の安全にとって絶対的必要がある場合は、同じ措置が国外追放提案の対象となった外国人に対しても適用される。この場合、同措置は1か月を超えることはできない。

#### L.第523-4条

国外追放命令の対象となったが、健康状態が医療を必要としており、その治療を受けなければ特別に重大な結果を招くおそれがあるときで、送還先国では実際に適切な治療を受けられないことを条件に、その執行ができなかった外国人も、同様に居住指定命令の対象とすることができる。この措置は労働許可を伴う。L.第513-4条で規定する、警察の担当係及び憲兵隊の担当班への出頭義務並びにL.第624-4条で規定する、居住指定にかかわる命令を遵守しなかった場合の処罰が適用される。

#### L.第523-5条

同様にL.第521-2条によって言い渡された国外追放措置の対象となった外国人も、保護観察の理由で例外的に、居住指定命令の対象とすることができる。この措置は労働許可を伴う。同措置は、公の秩序にとって有害な行為を構成する新たな事実があったときはいつでも、廃止することができる。L.第513-4条で規定する、警察の担当係及び憲兵隊の担当班への出頭義務並びにL.第624-4条で規定する、居住指定にかかわる命令を遵守しなかった場合の処罰が適用される。

### 第4章 国外追放命令の廃止

#### L.第524-1条

国外追放命令は、いつでも廃止することができる。国外追放命令が実際に執行されてから5年の期限が切れて廃止要求が提出されたとき

は、L.第522-1条で規定する委員会の意見を聴いた後でなければ、その要求を拒否することはできない。同外国人は、同委員会に代理を出席させることができる。

#### L.第524-2条

L.第524-1条の規定とは別に、国外追放命令の理由は、同命令が採決された日から5年ごとに再審査の対象となる。管轄当局は、同外国人がフランスに存在することが公の秩序に与える脅威の進展、同人の個人的及び家族的状況に生じた変化並びに同人が提出する職業的又は社会的復帰の保証を考慮して、場合によっては同命令の廃止を言い渡す。同外国人は、書面で意見を提出することができる。

2か月以内に同外国人に廃止の明確な決定通知がないときは、再審査は廃止を暗黙に拒否したものと解される。この決定は、控訴できる。再審査は、L.第522-1条で規定する委員会の意見を聴くことはしない。

#### L.第524-3条

国外追放命令の通知から2か月以上たって提出された同命令の廃止要求が認められるのは、同外国人がフランス国外に居住している場合に限られる。ただし、この条件は次の場合は適用しない。

1° L.第524-2条を実行するため。

2° 同外国人が、フランスにおいて確定した拘禁刑に服している期間

3° 同外国人が、L.第523-3条、L.第523-4条又はL.第523-5条によって居住指定命令の対象となっているとき

#### L.第524-4条

正当に理由付けられた公の秩序への脅威の場合を除き、フランス国外に居住し、かつ、同人が対象となっていた国外追放措置の廃止を獲得

した外国人は、同追放措置が取られた時点で、次に挙げる条項で規定する条件の下で、同人がL.第521-3条の1<sup>o</sup>から4<sup>o</sup>で規定する範疇に該当し、かつ、L.第313-11条の4<sup>o</sup>若しくは6<sup>o</sup>又は本第4部の適用分野に入ることを証明するときは、フランスに帰国するためのビザを発給される。

同外国人が、同人の祖父母、両親、配偶者又は子に対する暴力若しくは脅しによってフランスで刑を受けたときは、ビザに対する権利はフランスで生活している祖父母、両親、配偶者又は子の同意に委ねられる。

本条の規定は、「移民の抑制、フランスにおける外国人の滞在及び国籍に関する2003年11月26日の法律第2003-1119号」が発効する前に国外追放措置の対象となった外国人にしか適用しない。

### 第3編 その他の隔離の行政措置

#### 第1章 欧州連合及びシェンゲン協定の枠内で取られる措置

#### 第2章 ギアナに特有の措置

(省略)

### 第4編 領土立入禁止の刑

#### L.第541-1条

(2006年法第75条及び第77条II)

重罪又は軽犯罪を犯した外国人に対して言い渡される領土立入禁止の刑は、以下に再掲する刑法典第131-30条、第131-30-1条及び第131-30-2条の規定で規定する。

#### 刑法典第131-30条

法律で規定されている場合は、重罪又は軽罪を犯したすべての外国人に対し、無期 (à titre définitif) 又は10年以下の領土立入禁止の刑を言い渡すことができる。

領土立入禁止は、当然に受刑者を国外に退去させることを伴う。必要があれば、同人の拘禁又は懲役の刑が終了したときに、執行する。

領土立入禁止が執行猶予のつかない自由剥奪刑に伴うときは、その刑の執行期間中はその適用は中断される。領土立入禁止は、自由剥奪が終了した日から、判決によって定められた期間、再開する。

拘禁刑と同時に言い渡される領土立入禁止は、同禁止の解除を請求する準備のため、この拘禁刑が半自由措置である外部収容、電子的監視又は外出許可つき収容の対象となることを妨げない。

#### 同第131-30-1条

軽罪に関しては、裁判所は、次の者が対象となるときは、外国人受刑者の犯罪の重大性並びに個人的及び家族的状況に鑑みて、特別に理由を付した決定によるのでなければ領土立入禁止を言い渡すことはできない。

1<sup>o</sup> ポリガミーの状態ではない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である外国人で、その子の出生時若しくは1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者

2<sup>o</sup> フランス国籍者と結婚して3年以上になる外国人。ただし、その結婚が有罪判決をもたらした事件より前であること、及び結婚以来共同生活が続いており、配偶者がフランス国籍を維持していることを条件とする。

3<sup>o</sup> 15年以上前からフランスに常住していることを何らかの手段で証明することができる外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。

4<sup>o</sup> 10年以上前からフランスに正規に居住

している外国人。ただし、この全期間<学生>の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。

5° フランスの機関から給付を受けている労災又は職業病年金の有資格者で、永続的労働不能率が20%以上の外国人

#### 同第131-30-2条

領土立入禁止の刑は、次の者には適用されない。

1° 13歳になる前からフランスに常住していることを何らかの手段で証明できる外国人

2° 20年以上前からフランスに正規に居住している外国人

3° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、フランス国籍を維持しているフランス国籍者と結婚して4年以上になる者。ただし、その結婚が有罪判決をもたらした事件より前であること、及び結婚以来共同生活が続いていることを条件とする。又は、同じ条件で1°に該当する外国人と結婚した外国人

4° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、フランスに居住している未成年のフランス人の子の父又は母である者。ただし、その子の出生時若しくは1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者

5° 入国滞在法典L.第313-11条の11°で規定する滞在証(フランスに常住する外国人で、健康状態が医療を必要としている者に交付される滞在証)の名目でフランスに居住している外国人

3°及び4°の規定は、有罪判決の原因となる事実が同外国人の配偶者、子又は同人が親権を行使しているすべての子に対して行われた

ときは、適用しない。

本条の規定は、第4部第1編第1章、第2章及び第4章並びに第413-1条から第413-4条、第413-10条及び第413-11条で規定する国の基本的利益への侵害、第4部第2編で規定するテロ行為、第431-14条から第431-17条までに規定する戦闘集団及び解散を命じられる運動団体に関する犯罪並びに第442-1条から第442-4条で規定する贖金に関する犯罪には適用しない。

#### L.第541-2条

領土立入禁止の解除要求が認められるのは、同外国人がフランス国外に居住している場合に限られる。

ただし、この措置は次の場合は適用しない。

1° 同外国人が、フランスにおいて確定した拘禁刑に服している期間

2° 同外国人が、L.第513-4条、L.第523-3条、L.第523-4条又はL.第523-5条によって居住指定命令の対象となっているとき

#### L.第541-3条

L.第513-2条、L.第513-3条第1項及びL.第513-4条の規定は、刑法典第131-30条第2項で規定する領土立入禁止の対象となった外国人の国外退去に適用される。

#### L.第541-4条

正当に理由付けられた公の秩序への脅威の場合を除き、フランス国外に居住し、かつ、領土立入禁止を解除された、又は領土立入禁止の刑が完全に執行された、若しくは同刑が無効となった外国人は、同刑が言い渡された時点で、刑法典第131-30-2条で規定する条件の下で、同人が同条の1°から4°で規定する範疇に該当し、かつ、L.第313-11条の4°若しくは6°又は本法典第4部の適用分野に入ることを証明するとき



は、フランスに帰国するためのビザを発給される。

同外国人が、同人の祖父母、両親、配偶者又は子に対する暴力若しくは脅しによってフランスで刑を受けたときは、ビザに対する権利はフランスで生活している祖父母、両親、配偶者又は子の同意に委ねられる。

本条の規定は、「移民の抑制、フランスにおける外国人の滞在及び国籍に関する2003年11月26日の法律第2003-1119号」が発効する前に確定した領土立入禁止の対象となった外国人にしか適用しない。

## 第5編 行刑当局には属さない施設への外国人の勾留

### 第1章 勾留

#### L.第551-1条

(2006年法第71条)

外国人が次の場合に該当するときは、同外国人を行刑当局には属さない施設に勾留することができる。

1° L.第531-1条及びL.第531-2条によってEU構成国の一の所管当局に引き渡さなければならないが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合

2° 国外追放命令の対象となったが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合

3° L.第511-1条からL.第511-3条によって国外退去命令の対象となり、かつ、過去1年以内のうちに言い渡しを受けた、又は刑法典第131-30条第2項で規定する領土立入禁止の執行によって国外に退去させられなければならないが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合

4° L.第531-3条で規定する人相書又は隔離決定の対象となったが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合

5° 上記の場合の一によって勾留の対象となったが、その勾留期限が切れてから7日の期限内に行われることになっている隔離措置に従わなかった、又はそれに従ったが、その措置がまだ執行中であるにかかわらず、フランスに再入国してきた場合

6° 過去1年以内のうちにL.第511-1条Iによって領土退去義務の対象となり、自発的に領土を立ち退くために与えられた1か月の期限が経過したにもかかわらず、フランス領土を直ちに立ち退くことができない場合

#### L.第551-2条

勾留の決定は、同外国人を召喚した後に、及び必要があれば、勾留期限が切れた後に、又は拘留の場合は、拘置期限が切れた後に、行政当局によって行われる。同決定は書面により、理由を付す。その写しが同外国人に渡される。大審裁判所検事正には直ちにそのことを知らせる。

同外国人には、同人が解する言語で、できるだけ早く、通訳、弁護士及び医師の援助を請求できることを知らせる。同人にはまた弁護人及び自分が選んだ人物と話ができることを知らせる。これらの介在者の援助が行われる態様については、必要に応じてコンセイユ・デタの議を経るデクレで明記する。

同外国人がフランス語を話せないときは、L.第111-7条の規定が適用される。

#### L.第551-3条

勾留施設に到着したとき、同外国人は庇護権の請求に関して同人が行使できる権利について通知を受ける。特に、この通知を受けて5日以上過ぎた後に庇護権請求が出された場合は、勾留期間中はその請求は受けられないことを同外国人に知らせなければならない。

## 第2章 自由・勾留裁判官による勾留の延長

### 第1節 自由・勾留裁判官への最初の付託

#### L.第552-1条

勾留の決定から48時間が経過したときは、勾留延長の目的のために自由・勾留裁判官に付託される。同裁判官は、同外国人が勾留されている勾留施設がその管轄下にある大審裁判所において、正規に召喚された行政の代表者が出席しているときは、同人から、及び同外国人に弁護人がついているときは、弁護人同席のもとに同外国人から聴取をおこなった後で、規則で別に定めている場合を除き、命令によって判決を下す。ただし、同裁判官が公開で判決することが可能であるような、司法省に割り当てられた法廷が勾留場所の近辺に特別に整備されているときは、同裁判官はこの法廷で判決する。

#### L.第552-2条

同裁判官は、勾留の期間同外国人に認められている権利について同人に注意を喚起し、同外国人の欄外署名のあるL.第553-1条で規定している登録簿に現れている記載から、勾留決定の通知の際に同外国人の権利が十分に同人に知らされ、それを行使できる状態で勾留されていたかを確認する。同裁判官は、同人に関するあらゆる決定に対して控訴が可能であること及びその期限を知らせる。同外国人は、聴取及び判決の言い渡しに厳密に必要な期間、裁判所の管理下に勾留される。

#### L.第552-3条

勾留延長の命令は、L.第552-1条で定める48時間の期限が切れたときから発効する。

#### L.第552-4条

例外的に同裁判官は、同外国人が有効な代理人をもっているときは、パスポート及び身元を証明するあらゆる書類の原本を警察の担当係又

は憲兵隊の担当班に預け、それと引き換えに身元証明の代わりになる、隔離措置の執行中との記載のある受取証の交付の後で、同人の居住指定を命ずることができる。まだ有効である国外退去措置、まだ解除されていない領土立入禁止又はまだ有効である国外追放措置をその終了前に免れた外国人に関する居住指定は、特別に理由を付さなければならない。

#### L.第552-5条

(2006年法第72条)

同外国人は、同裁判官が指定する場所に居住することを義務付けられる。裁判官から求められれば、同外国人は住居指定に提案された場所が有効な代理人の要求を満足させることを証明しなければならない。同外国人は、隔離措置を執行するため、居住指定地を管轄する警察の担当係又は憲兵隊の担当班に定期的に出頭しなければならない。居住指定の義務を遵守しなかった場合は、L.第624-1条第1項に規定する措置が適用される。大審裁判所検事正にできるだけ早く付託する。

#### L.第552-6条

判決が勾留を終了させ、又は同外国人を居住指定した場合は、直ちにそのことを大審裁判所検事正に知らせなければならない。同検事正が別の扱いをしない限り、同外国人は判決が同検事正に通知されてから4時間の間裁判所の管理下に置かれる。

### 第2節 自由・勾留裁判官への再度の付託

#### L.第552-7条

L.第552-1条で規定する48時間の期限が切れてから15日が経過し、かつ、絶対的緊急の場合若しくは公の秩序にとって特別に重大な脅威が存在する場合、又は隔離措置の執行ができない

原因が同外国人の旅行証明書の紛失若しくは破棄、身元の隠蔽若しくは同外国人の隔離に対する意図的妨害からきているときは、自由・勾留裁判官に改めて付託される。

自由・勾留裁判官は、L.第552-1条及びL.第552-2条で規定する条件で、命令によって判決を下す。同裁判官が勾留の延長を命じたときは、延長の命令は前項で規定する15日の期限が切れた時から、新たに最大15日間、発効する。

L.第552-6条の規定を適用する。

#### L.第552-8条

行政の迅速な処理にもかかわらず、同外国人を所管する領事館が旅行証明書を交付しないか、若しくは輸送手段の欠如により、隔離措置の執行ができなかったとき、又は所管の行政当局が、短い期限ではこれらの状況のいずれかが生じる可能性があることを証明したときにも、同様に自由・勾留裁判官に付託される。また行政の迅速な処理にもかかわらず、旅行証明書の交付が余りに遅れたために、L.第552-7条第1項に規定する期限内に隔離措置の執行に着手できなかったときにも、同様の目的で同裁判官に付託される。

自由・勾留裁判官は、L.第552-1条及びL.第552-2条で規定する条件で、命令によって判決を下す。同裁判官が勾留の延長を命じたときは、延長の命令は552-7条第1項で規定する15日の期限が切れた時から発効する。延長は5日を超えることはできない。

L.第552-6条の規定を適用する。

### 第3節 控訴手段

#### L.第552-9条

本章第1節及び第2節で規定する命令は、控訴院の第一裁判長又はその代理に控訴することができる。その形式は問わない。同裁判長は、提訴から48時間以内に判決しなければな

らない。控訴は、同外国人、大審裁判所検事正及び行政当局によって提起することができる。

#### L.第552-10条

控訴は、停止的效果をもたない。ただし、大審裁判所検事正が同外国人に有効な代理人の保証がない、又は公の秩序にとって重大な脅威が存在すると判断したときは、同検事正は控訴院の第一裁判所長又はその代理に対し、控訴に停止的效果を認めるよう要求することができる。この場合、有効な代理人の保障の欠如又は公の秩序への重大な脅威を根拠とする要求を伴うこの控訴は、同検事正に命令の通知があった時から4時間以内に作成し、同第一裁判所長又はその代理に伝達されなければならない。同第一裁判所長又はその代理は、同外国人が利用できる代理の保証又は公の秩序への重大な脅威に応じて、この控訴に停止的效果を与える理由が認められる場合は、直ちに (*sans délai*) 対審を行ったあとに下される理由を付した命令によって決定を行う。同外国人は、この命令が下されるまで、又は裁判所が同検事正の控訴に停止的效果を与えた場合は、本案について判決が下されるまで、裁判所の管理下に置かれる。

### 第4節 共通規定

#### L.第552-11条

当該外国人は、司法援助を受けることができる。

#### L.第552-12条

行政当局の提案に基き、かつ、同外国人の同意を得た上で、裁判官の決定により、本章で規定する審理は、伝達の内密性を保障する視聴覚テレコミュニケーションの手段を用いて行うことができる。その場合、公開される二つの審理室のそれぞれにおいて、そこでおこなわれる審理の調書を作成する。

### 第3章 勾留の条件

#### L.第553-1条

勾留者を受け入れるすべての施設に勾留者の民事的身分及び勾留の条件を記載した登記簿を備える。

行政当局は、それを請求する者には、勾留された外国人の勾留開始の日時、勾留の正確な場所及び勾留延長が決定された日時に関する情報を提供しなければならない。

#### L.第553-2条

必要がある場合及び勾留の全期間にわたり、行政当局はその外国人をある勾留場所から他の勾留場所に移動させることを決定することができる。ただし、出発地若しくは到着地を、管轄の大審裁判所検事正及び最初の勾留延長の命令の後には自由・勾留裁判官に報告することを条件とする。

#### L.第553-3条

勾留の全期間にわたり、大審裁判所検事正又は自由・勾留裁判官は、その場所に赴き、勾留の条件を検証し、L.第553-1条で規定する登録簿を閲覧させることができる。大審裁判所検事正は、必要と考えるときはいつでも、及び少なくとも年に一度は勾留場所を訪問する。

#### L.第553-4条

各勾留場所に、弁護人が、勾留されている外国人と内密に話し合うことができる空間を設ける。この空間は、この目的のために、不可抗力の場合を除き、弁護人の請求があればいかなる場合でも使用できる。必要に応じて、コンセイユ・デタの議を経るデクレで本条の適用細則を定める。

#### L.第553-5条

勾留場所の内外において公の秩序にとって脅

威となる、又は同外国人が心理的にそれらの情報を受け取れる状態にはないと思われる場合を除き、同外国人は同人に関するすべての移動の予測、すなわち審理、領事館への出頭及び出発の条件について、勾留施設の責任者から知らされる。

勾留の各施設において、現代で最もよく使われる言語で書かれた、隔離及び勾留の手續期間中の同外国人の権利並びに執行の条件について記載した文書を勾留者が入手できるようにする。

本条の規定を守らなかったからといって、隔離及び留置の手續きの合法性並びに正当性には影響しない。

#### L.第553-6条

勾留されている外国人が、その権利を効果的に行使し、その出発を準備することができるために、受入、情報及び支援活動を受けることができる条件について、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第4章 勾留の終了

#### L.第554-1条

外国人は、その出発に厳密に必要な期間しか収容又は勾留することはできない。行政当局は、出発できるようにするためにすべて迅速にことを運ばなければならない。

#### L.第554-2条

隔離措置が行政裁判官によって破棄されたときは、同外国人の勾留を直ちに終了し、行政当局が改めて同外国人の件について決定を下すまで、臨時滞在許可証を交付する。

#### L.第554-3条

行政裁判官による隔離措置の破棄以外の理由で同外国人の勾留が終了させられたときは、自

由・勾留裁判官は同外国人に領土を立ち退く義務を喚起する。

同外国人が、隔離措置を執行することができなかったために勾留期限が切れて解放されたときは、勾留施設の長は同様のことを行う。本条の規定を守らなかったからといって、その後の隔離措置及び勾留措置の正当性と根拠には影響しない。

## 第5章 領土立入禁止措置の対象となっている外国人に対する特別規定

### L.第555-1条

主刑として言い渡され、一時的執行を伴う行領土立入禁止は、本編で規定する条件において、その出発に厳密に必要な期間、その外国人を行刑施設には属さない施設に当然に勾留することができる。L.第551-2条第2項及びL.第553-4条が適用される。その刑が言い渡されてから48時間が経過したときは、本編の第2章から第4章までの規定が適用される。

同様に補充刑として言い渡される領土立入禁止も、必要があれば、拘禁刑が終了したときに、本編で規定する条件で、その外国人を行刑施設には属さない施設に勾留することができる。

### L.第555-2条

刑事裁判所によって言い渡された決定に対しては、勾留施設に収容又は勾留された外国人は、勾留施設又は場所の長に届け出ることによって控訴することができる。破棄院への上告についても同様である。

この届出は、勾留施設又は場所の長によって証明され、日付を入れ、署名される。同届出には同外国人も署名する。同外国人が署名することができないときは、同施設の長がそのことを記載する。この文書は、控訴の対象となった判決を下した裁判所の書記課に、原本又は写しで、直ちに提出される。同文書は、場合に応じて、

刑事訴訟法第382-12条第3項、第502条第3項又は第576条第3項で規定する登録簿に登録し、裁判所書記が作成する一件綴りに加える。

### L.第555-3条

外国人が初審において、主刑で一時的執行を伴う領土立入禁止の刑を受け、かつ、領土隔離が控訴審の開かれる前に執行されたときは、同外国人が要求すれば、その弁護人が控訴審の際に聴取されなければならない。同外国人が控訴において弁護人をつけることを要求しているときは、官選弁護人についても同様である。

## 第6編 諸規定

### 第1章

#### L.第561-1条

自由剥奪刑を言い渡された、及び領土立入禁止、国外退去、国外追放措置又は逃亡犯罪人引渡の対象となった外国人の仮釈放は、以下に再掲する刑事訴訟法第729-2条の規定によって規定する。

#### 刑事訴訟法第729-2条

自由剥奪刑を言い渡された外国人が領土立入禁止、国外退去、国外追放措置又は逃亡犯罪人引渡の対象となっているとき、同人の仮釈放はこれらの措置が執行される条件に従う。それは同人の同意なしに決定することができる。

前項の規定の例外として、行刑裁判官又は行刑裁判所も、補充刑として領土立入禁止の対象となっている外国人に対し、第732条で規定している援助及び監督措置の期間中はこの刑の執行の中止を命ずることによって、同様に仮釈放を認めることができる。この期間が終了したときに、仮釈放を実施する決定が取り消されなければ、同外国人は当然に領土立入禁止措置を解除される。その反対の場合は、

領土立入禁止措置は再び執行可能となる。 (省略)

L.第561-2条

(たかやま なおや・海外立法情報調査室主幹)



付表：国外追放・国外退去・領土立入禁止・勾留関係改正年表

	国外追放	国外退去
<p>1945.11.2 オールドナ ンス</p>	<p>第23条 [国外追放規定] ○その外国人の存在が「公の秩序又は公の信用にとって脅威」となる場合は、内相の命令により、国外追放を言い渡すことができる。 ○国境隣接県においては、県知事も国外追放を命ずることができる。県知事は、そのことを直ちに内相に伝えなければならない。</p> <p>第24条 [正規入国・滞在者] ○正規の条件で入国し、居住者の滞在証明書を正規に所持していることを証明できる外国人は、デクレで定める条件で前もって通知することなく国外追放の対象とすることはできない。</p> <p>第25条 [特別委員会] ○同外国人は、内相によって認められる「絶対的緊急の場合」を除き、要求すれば、国外追放決定の通知を受けてから1週間以内に、県知事の下に置かれる特別委員会から聴取される権利を有する。 ○同委員会の構成は次のとおりである。 ・ 県庁所在地の大審裁判所長 ・ 県の外国人問題部局長 ・ 行政裁判所の評定官又はそれを欠くときは内相が任命した官吏</p> <p>第26条 ○同委員会の前で、同外国人は国外追放に対するあらゆる反証を述べることができる。委員会は、秘密会とする。 ○同外国人の釈明を記録した調書は、委員会の意見を添えて内相に伝達され、同相が決定を下す。</p>	
<p>1980.1.10 法 ジスカール ＝デスタン 大統領、 バール首相 (右派)</p>	<p>第23条の範囲を拡大(第6条) ○内相は、次の場合、命令により、外国人の国外追放を言い渡すことができる。 1° 同外国人の存在が、公の秩序又は公の信用にとって脅威となる場合 2° 同外国人が、偽造、変造、改竄又は他人名義の滞在証明書(title de séjour)を利用した場合 3° 同外国人が、フランス領土に正規に入国したことを証明できず、かつ、入国後に同外国人の状態が正規化されていない場合 4° 同外国人が、フランスに入国後3か月を過ぎても、正規に交付された最初の滞在証明書を所持することなくフランス領土にとどまっている場合 5° 同外国人が、滞在証明書の更新を拒否されたにもかかわらずフランス領土を立ち退かなかったため、この証明書を不保持の故に有罪確定判決の対象となった場合 6° 同外国人が、一時滞在証(carte de séjour temporaire以下「滞在証」という。)の更新を拒否されてもフランス領土にとどまっている場合 ○国外追放命令は、執行の前に前もって当該外国人に通知しなければならない。 ○国外追放命令を受けた外国人は、「国外に退去(reconduit à la frontière)」させることができる。 ○隣接県に関する項は変更なし。</p>	



領土立入禁止	行政留置
<p>第19条 [領土立入禁止規定]</p> <p>○第5条(入国条件)及び第6条(滞在条件)の規定に従わずに、フランス領土に入国した外国人は、1か月から1年の拘禁刑及び600～1万2000フランの罰金に処する。</p> <p>第21条 [不法入国斡旋者、第2項は1976.7.10法による改正で加わる]</p> <p>○外国人の不法入国・滞在・移動を、直接又は間接に手引きし、又は手引きしようとした者はすべて、1月から1年の拘禁刑及び600～1万2000フランの罰金に処する。</p> <p>○裁判所は、さらに、領土立入禁止及び運転免許停止を最大3年間言い渡すことができる。この期間は、再犯の場合、2倍とすることができる。</p>	<p>第28条 [居住指定]</p> <p>○国外追放決定の対象となった外国人で、フランス領土を立ち退くことが不可能であることを証明する者は、それに従うことができるようになるまで、内相の命令により指定された場所に居住させることができる。その場合、同外国人は、警察及び憲兵隊の担当係に定期的に出頭しなければならない。同様の措置は、国外追放案の対象となっている外国人に対しても、緊急の場合、県知事の要請により、適用することができる。</p> <p>○指定された期限内に到着しなかった、又は後に内相の許可なくその住居を立ち去った外国人は、6月から3年の拘禁刑に処する。</p>
<p>第19条</p> <p>○1980年の時点では、第5条及び第6条の規定に従わずに、フランス領土に入国した外国人は、1か月から1年の拘禁刑及び「600～1万2000フランの罰金」に処するという規定が、罰金のほうは「180～8,000フランの罰金」になっていた（AN Rapport, no 390&lt;1981.9..29&gt;, p.40）。</p>	<p>第5-2条として勾留に関する規定を加えた(第3条)</p> <p>○入国許可の拒否決定にすぐに従うことができない外国人は、必要があるときは、「理由を付した書面による決定」によって、「行刑当局には属さない」建物に、「その出発に厳密に必要な期間」外国人を勾留することができる。大審裁判所検事正には直ちにそのことを知らせる。この勾留は、同外国人の出発を確実にするための必要性が大審裁判所長又は同裁判所長が任命する裁判官の命令によって認められた場合を除き、48時間を超えて延長することはできない。この命令は、破棄院にしか控訴できない。勾留の全期間、同外国人は通訳、医師及び弁護人（conseil）の補助を要求することができる。</p>

	<p>○国境隣接県以外の県においても、内相は公の秩序を理由とするものを除いて、国外追放の権限を県知事に委任できる。</p> <p>○国外追放命令は、執行形態に応じて、撤回又は廃止することができる。上記 1°又は 2°で規定する事実を理由とするものを除き、執行後 5 年で国外追放の効力は失効する。</p> <p>第24条の改正(第 7 条)</p> <p>○第25条の第 1 項を第24条に移して、次のように改めた。</p> <p>居住者の滞在証明書を正規に所持している、又は所持していた外国人は、内相が絶対的緊急の場合と認めた場合を除き、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件で前もって通知することなく国外追放の対象とすることはできず、県知事の下に置かれる特別委員会から一人で又は弁護人に補佐されて聴取されるために、召喚される。</p>	
<p>1981.2.2法 ジスカール ＝デスタン 大統領、 パール首相 (右派)</p>		
<p>1981.10.29 法 ミッテラン 大統領、 モーロワ首 相 (左派)</p>	<p>第23条の改正(第 5 条)</p> <p>○次の 2 項に改めた。</p> <p>第 25 条の規定に反しない限り、外国人がフランス領土に存在することが公の秩序にとって重大な脅威となる場合は、内相の命令によって国外追放を言い渡すことができる。</p> <p>国外追放命令は、いつでも内相によって廃止することができる。国外追放命令が実際に執行されてから 5 年の期限が切れて廃止請求が出されたときは、同外国人は第24条で規定する委員会の前に出頭することができ、その廃止請求は同委員会が同意した場合でなければ拒否することはできない。</p> <p>第24条の改正(第 5 条)</p> <p>○第23条で規定する国外追放は、次の条件でしか言い渡すことはできない。</p> <p>1° 同外国人にコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件で前もって通知しなければならない。</p> <p>2° 同外国人は、県知事の召集によって開かれる委員会によって聴取を受けるために召喚される。同委員会の構成は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その県の県庁所在地の大審裁判所長又は同裁判所長に委任された裁判官が委員長</li> <li>・同大審裁判所の総会で任命された裁判官 1 名</li> </ul>	

	<p>第5-2条の改正(第72条)          ○最後の2文を次のように改めた。          この命令は、破棄院刑事部部長又は同部長に委任された司法官にしか控訴できない。この控訴は停止的效果をもたない。この勾留は7日を超えることはできないが、その全期間にわたって、同外国人は通訳、医師及び弁護士の援助を要求することができる。</p> <p>第23条の改正(第71条)          ○次のように、第6項及び第7項を加えた。          1°から4°の規定によって国外追放される外国人は、刑法第120条に規定する条件で、国外追放を執行するために厳密に必要な期間、勾留することができる。          大審裁判所検事正には直ちにそのことを知らせる。この勾留は、同外国人の出発を確実にするための必要性が大審裁判所長又は同裁判所長が任命する裁判官の命令によって認められた場合を除き、48時間を超えて延長することはできない。この命令は、破棄院刑事部部長又は同部長に委任された司法官にしか控訴できない。この控訴は停止的效果をもたない。勾留は7日を超えることはできないが、その全期間にわたって、同外国人は通訳、医師及び弁護士の援助を要求することができる。</p>
<p>第19条の改正(第4条)          ○第5条及び第6条又は国際条約若しくは協定の規定に従わずに、フランス領土に入国し、又は滞在した外国人は、1月から1年の拘禁刑及び180～8,000フランの罰金に処する。同様の刑罰は、本条の規定に従って言い渡された領土立入禁止を犯してフランスに入国し、又は滞在した外国人に対しても適用される。          ○訴えを提起された裁判所だけが、刑を受けた外国人を国外に退去させることを命ずることができる。この刑は、第25条1°～6°の国外追放適用除外者には適用されないが、裁判所はそれを言い渡すに当たっては、被告人の個人的状況及び滞在の条件についてのあらゆる有効な材料を考慮する。          ○裁判所が国外退去を言い渡さなかったときは、行政当局は直ちに同外国人に最低6か月の臨時滞在許可証 (autorisation provisoire de séjour) を交付しなければならない。同外国人が拘禁刑の判決を受けたような場合は、行政当局は拘留が終了したときから最低6か月の臨時滞在許可証を交付する。          ○再犯の場合はさらに、裁判所は1年を超えない期間、領土立入禁止の決定を下すことができる          ○(次の2項は省略)</p>	<p>第23条の改正(第5条)          ○1981.2.2法で加えられた第6項及び第7項を廃止(「国外追放」の項を参照)。          第35条 bis で勾留について規定(第7条)          ○絶対的必要があるときは、県知事の理由を付した書面による決定によって、行刑当局には属さない場所に、その出発に厳密に必要な期間、次の外国人を勾留することができる。          1° 入国許可の拒否決定に直ちに従うことができない場合          2° 国外追放の対象者で、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合          3° 第19条によって国外退去の判決を受けたが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合          ○本条の1°の適用については、県知事は司法警察職員の資格をもつ官吏に署名を委任することができる。          ○大審裁判所検事正には直ちにそのことを知らせる。          ○同外国人がフランス語を解しない場合は、通訳の仲介者によって直ちに同人の権利について知らせる。          ○勾留の決定がなされてから24時間が過ぎると、大審裁判所長又は同裁判長に任命された裁判官に付託される。同裁判長又は同裁判官は同外国人の弁護人のいる前で、又は同弁護人に然るべく知らせた上で、同人の聴取を行った後、以下にあげる同外国人の出発に必要な監視及び監督の手段について決定を下す。</p>

	<p>・行政裁判所の評定官1名</p> <p>・県の外国人担当係の長が報告者の役割を務める。県の公衆衛生及び社会部局の長又はその代理は、委員会の聴取を受ける。これらの者は委員会の審理には参加しない。</p> <p>○召喚状は、委員会が開かれる少なくとも15日前までに同外国人に渡さなければならず、同外国人が弁護人の補佐を受け、通訳付で聴取される権利をもっていることを明記する。</p> <p>○同外国人は、1972年1月3日の法律第72-11号で規定する条件で、司法援助を受けることを要求することができる。この権利は、召喚状に記載される。司法援助の一時的許可は、委員会の委員長によって言い渡すことができる。</p> <p>○委員会の審理は、公開とする。(略) 委員会の前で、同外国人は国外追放に反対するあらゆる理由を主張することができる。同外国人の釈明を記録した調書は、委員会の意見を添えて、内相に伝達され、同内相が決定を下す。委員会の意見は、同外国人にも伝達される。</p> <p>3° 委員会が国外追放に反対する意見を出したときは、国外追放は言い渡すことはできない。</p> <p>第25条で第23条の適用除外を規定(第5条)</p> <p>○次の外国人は、第23条によって国外追放の対象とすることはできない。</p> <p>1° 18歳未満の外国人</p> <p>2° 10歳になる前からフランスに常住していることを証明できる外国人</p> <p>3° 15年以上前からフランスに常住していることを証明できる外国人</p> <p>4° フランス国籍者と結婚して6か月以上になる外国人</p> <p>5° フランス人の子(少なくともその一がフランスに住んでいる)の父又は母である外国人。ただし、親権を完全に喪失していないことを条件とする。</p> <p>6° 労災年金受給者で、永続的労働不能率が20%以上の外国人</p> <p>7° 執行猶予のつかない1年以上の拘禁刑確定判決を受けていない外国人</p> <p>○ただし、上記7°にかかわらず、集团的宿泊提供に関する1973年6月27日の法律第73-548号第4条及び第8条、労働法典L第364-2-1条並びに刑法典第334条、第334-1条及び第335条で規定する犯罪によって、期間にかかわらず執行猶予のつかない拘禁刑確定判決を受けたすべての外国人は、国外追放することができる。</p> <p>第26条 [特別な場合の国外追放] (第5条)</p> <p>○絶対的緊急の場合で、国外追放が国の治安又は公共の安全にとって絶対に必要なときは、第23条から第25条の規定にかかわらず、国外追放を言い渡すことができる。</p> <p>○その場合も、18歳未満の外国人だけは除外。</p> <p>第26条 bis を新設(第5条)</p> <p>○国外追放の命令を通知された外国人は、国外に退去させることができる。</p>	
1985.1.3法 ミッテラン 大統領、 ファビウス 首相 (左派)		

	<p>○警察又は国家憲兵隊(以下「憲兵隊」という。)に身元を保証するすべての証明書類、特にパスポートを預け、それと引き換えに身元証明の効力をもつ受取証を交付すること</p> <p>○居住指定</p> <p>○例外的に、勾留の延長</p> <p>○勾留の決定がなされてから6日が過ぎると、いかなる場合であれ、これらの措置の適用は終了する。</p> <p>○この決定に対しては、行政控訴院長又はその代理に控訴できる。控訴の形式は問わない。同院長及びその代理は48時間以内に判決しなければならない。この訴えは停止的効果をもたない。</p> <p>○これらの勾留者を受け入れるすべての施設にはこれらの勾留者の身分と勾留の状況を記録した登記簿を維持する。</p> <p>○勾留の全期間、大審裁判所検事正はその場所に赴き、勾留の状況を確認し、前項で規定する登記簿を閲覧させることができる。</p> <p>○この勾留の全期間、同外国人は通訳、医師、弁護人の補助を要求できる。また、望むならば、同人の領事館及び同人が選んだ人物と話すことができる。勾留の決定を伝える際に、それらについて同人に知らせなければならない。前出の登記簿にそのことについて記載し、同外国人がその欄外に署名する。</p>
<p>第19条の改正(第100条)</p> <p>○再犯の条件をはずし、第4項を次のように改めた。</p> <p>裁判所は、上記第2項で規定する刑を言い渡すときは、受刑者に対し、3年を超えない期間、フランス領土に入国し、又は滞在することを禁止することができる。</p>	

<p>1986.9.9法 ミッテラン 大統領、シ ラク首相 (第一次保 革 共 存 政 権)</p>	<p>第23条の改正(第7条) ○「公の秩序への重大な脅威」から「重大な」を削除。 ○国外追放が執行されてから5年たって、当該外国人からその廃止を求める請求が出されたときは、委員会がそれに同意したときでなければその請求を拒否することができないという規定を、「委員会の意見を聴いた後でなければ」に変更。</p> <p>第24条の改正(第8条) ○召喚状は少なくとも委員会が開かれる15日前に当該外国人に渡さなければならないという規定を「8日前」に変更。 ○委員会が否定的意見を出したときは、国外追放を命令することはできないという規定を削除。</p> <p>第25条の条件を厳しくした(第9条) 1° 18歳未満の外国人に「ただし、彼らを実際に扶養している者が国外追放又は国外退去の対象となっており、かつ、フランスに正規に居住する他のいかなる者も同人を扶養することができない場合を除く。17歳未満の外国人に関しては、県の追放委員会の同意がある」の条件を加えた。 2° フランス国籍者と結婚して1年以上になる外国人で、夫婦の共同生活が続いている者 3° フランス人の子の父又は母である外国人に「ただし、この子に対して部分的であれ親権を行使又は実際に扶養していることを条件とする」を加えた。 4° 10歳になる前又は10年以上前からフランスに常住していることを証明でき、かつ、重罪又は執行猶予のつかない6月以下若しくは執行猶予付き1年の拘禁刑若しくは通算して1年以上になる複数の軽罪に対する確定判決を受けていない外国人 5° 1981年法の6°を移行しただけで、変更なし。 ○1981年法の7°は廃止。</p> <p>第26条の改正(第10条) ○「国外追放が国の治安又は公共の安全にとって絶対に必要なとき」を「同外国人の存在が公の秩序にとって特に重大な脅威となるとき」に変更。</p> <p>第26条 bis の改正(第12条) ○外国人の国外追放又は国外退去を言い渡す命令は、行政によって職権で執行することができる。</p>	<p>第22条 [国外退去の新設] (第5条) ○県知事及びパリにあつては警視總監は、次の場合、不法入国・滞在者に対して「理由を付した決定により」国外退去 (reconduite à la frontière) を決定することができる。 1° 同外国人が、フランス領土に正規に入国したことを証明できず、かつ、入国後に同人の状態が正規化されていない場合 2° 同外国人が、フランスに入国後3か月を過ぎても、正規に交付された最初の滞在証明書を所持することなくフランス領土にとどまっている場合 3° 同外国人が、滞在証の更新を拒否され、拒否の通知を受けて1か月を過ぎてもフランス領土にとどまっている場合 4° 同外国人が、滞在証明書の偽造、変造、他人名義での証明又は不所持によって有罪確定判決を受けた場合 ○同外国人は、国外退去命令の通知を受けると直ちに (immédiatement)、相談相手である弁護士又は自分が選んだ人物に通知することができる。 ○領事当局がそれを要求するときは、国外退去措置は命令の通知から正味1日の期間が経過するまでは執行することはできない。 ○前項の規定とは別に、国外退去の行政措置の対象となっている外国人で、行政裁判所にこの件を付託する者は、その訴えに執行猶予請求を付け加えることができる。 ○第25条で国外追放の適用除外となっている外国人は、国外退去の対象とすることはできない。</p> <p>第26条 bis の改正(第12条) ○外国人の国外追放又は国外退去を言い渡す命令は、行政によって職権で執行することができる。</p>
<p>1989.8.2法 ミッテラン 大統領、ロ カール首相 (左派)</p>	<p>第23条の改正(第11条) ○1986年法以前の状態にもどした。</p> <p>第24条の改正(第12条) ○1986年法以前の状態にもどした。 ○同外国人の釈明の調書は委員会の意見を添えて内相に伝達されるところを、「理由を付した意見」に改めた。</p> <p>第25条に1986年法が加えた条件を廃止して、再び1981年法に戻した(第13条)。 1°、2°は1981年法におなじ。</p>	<p>第18条 bis で外国人滞在委員会を新設(第8条) ○各県に外国人滞在委員会を設置する。同委員会の構成は、次のとおりである。 ・ 同県の県庁所在地の大審裁判所長又は同裁判所長の委任を受けた裁判官が委員長 ・ 同大審裁判所の総会で任命された裁判官1名 ・ 行政裁判所評定官1名 ○県知事が次のことを拒否しようとするときは、同委員会の意見を訊かなければならない。 ・ 滞在証の更新 ・ オルドナンス第15条で規定する外国人への居住者証の当然の交付</p>

<p>第19条の改正(第4条)</p> <p>○次の2項に改めた。</p> <p>○オルドナンス第5条及び第6条の規定に従わずにフランスに入国し、又は滞在した外国人は、1月から1年の拘禁刑及び2,000～2万フランの罰金に処する。</p> <p>○裁判所は、さらに受刑者に対し、3年を超えない期間、フランス領土に入国し、又は滞在することを禁止することができる。領土立入禁止は、当然に、場合によっては拘禁刑が終了したときに、受刑者を国外退去させることを含む。</p>	<p>第35条 bis の改正(第15条)</p> <p>○3°の「第19条によって国外退去の判決を受けたが」を「国外に退去させられなければならないが」に変更。</p> <p>○第12項の「勾留の決定がなされてから6日の期限が過ぎると、いかなる場合であれ、これらの措置の適用は終了する」から「いかなる場合であれ」を削り、「上記の決定がなされてから遅くとも6日の期限が過ぎるとこれらの措置の適用は終了する」に改めた。</p> <p>○第13項(「この決定に対しては、行政控訴院長又はその代理に控訴できる」で始まる項)を次のように改めた。</p> <p>第8項(「勾留の決定がなされてから24時間が過ぎると」で始まる項)から第11項(「勾留の決定がなされてから6日が過ぎると」で始まる項)までに規定する決定は、行政控訴院長又はその代理に控訴することができる。控訴の形式は問わない。行政控訴院長及びその代理は、第8項から第11項までに規定する場合においては48時間以内に、第12項で規定する場合においては24時間以内に判決を下さなければならない(第12項は、最初の改正案では、第26条(特別の場合の国外追放)によって国外追放の決定を受けた外国人を釈放することに特別の困難が伴う場合は、72時間の再延長できることを想定していたが、1986年9月3日の憲法評議会判決で憲法に反するとして廃止された。したがって再延長の決定は24時間以内に下さなければならないとするこの規定は意味をもたなくなったはずであるが、どうしてここに残っているのかわからない)。控訴権は、同外国人及び検察官のほか、県知事にも属する。この訴えは停止の効果をもたない。</p>
	<p>第35条 bis の改正(第16条)</p> <p>第5項(「勾留の決定がなされてから24時間が過ぎると」で始まる項、1986年法ではこれを第8項としていた)に「勾留延長の決定は、本項で定める24時間の期限が過ぎてから発効する」を加えた。</p> <p>(これはつぎのような意味である。外国人が勾留されて24時間がすぎると、大審裁判所長又はその代理に案件を付託することになっているが、実際には最初の24時間のうちに、同裁判長への付託がおこなわれ、その期限内に決定がおこなわれているという(AN Rapport, no 710&lt; 1989.5.25&gt;, p.66)。だからといってこの6日間が短縮されることは好ましくないため、はっきりさせるために、③の勾留延長の決定は最初の24時間が終わったときから始まる」と規定したわけである)</p>

	<p>3°を「フランスに15年以上前から常住及び10年以上前から正規に居住していることを何らかの手段で証明できる」に変更。</p> <p>4°は1981年法におなじ。</p> <p>5°を「フランスに住んでいるフランス人の子の父又は母である外国人。ただし、その子に対し部分的であれ親権を行使、又は実際にその子を扶養していることを条件とする」に変更。</p> <p>6°を「労災又は職業病年金受給者で」に変更。</p> <p>7°の「外国人」を「本オールドナンス又は国際条約で規定する滞在証明書の一によってフランスに正規に居住している外国人で、執行猶予のつかない1年以上の拘禁刑確定判決を受けていない者」に変更。</p> <p>○第2項は変更なし。</p> <p>○次の項を加えた。</p> <p>1°～6°で規定する外国人は、第22条の国外退去又は第19条の領土立入禁止の対象とすることはできない。</p> <p>第26条の改正(第14条)</p> <p>○1986年法以前の状態にもどした。</p>	<p>・第25条の1°～6°で規定する外国人への滞在証の交付</p> <p>○県庁の外国人担当係の長は、委員会への報告者の役割を務める。県の公衆衛生及び社会部局の長並びに労働及び雇用部局の長又はその代理は、委員会の聴取を受ける。これらの者は、審議には参加しない。同外国人は、委員会の聴取を受けるために、召喚される。</p> <p>○召喚状は、同委員会の開催日の少なくとも15日前に渡されなければならない。同外国人は弁護人又は自分が選んだ人物の補佐を受け、通訳付で聴取を受ける権利をもっていることを明記する。</p> <p>○同外国人は、1972年1月3日の法律第72-11号で規定する条件で、司法援助を受けることを要求することができる。この権利は召喚状に記載される。司法援助の一時的許可は、大審裁判所長によって言い渡すことができる。</p> <p>○同外国人が滞在証を所持していないとき、又は同滞在証の期限が切れているときは、同外国人は、司法手続きの全期間にわたって、行政当局が委員会の意見を受けて決定を下すまで、臨時滞在許可証の代わりとなる受取証を交付される。委員会の審議は、公開とする。(略)同外国人の釈明を記録した調書は、決定を下すために、委員会の理由を付した意見を添えて県知事に伝達され、県知事が決定を下す。委員会の意見は同外国人にも伝達される。</p> <p>○同委員会が、滞在証明書の交付又は更新に肯定的意見を出したときは、同証明書は交付されなければならない。</p> <p>○人口50万人以上の県においては、県知事はさらに、一又は数区に委員会を設置することができる。</p> <p>第22条の改正(第9条)</p> <p>1°～2°は変更なし。</p> <p>3° 「滞在証 (carte de séjour temporaire) の更新」を「一時的滞在証明書 (title de séjour temporaire) の交付又は更新」に変更。</p> <p>4° 変更なし</p>
<p>1990.1.10 法 ミッテラン 大統領、ロ カール首相 (左派)</p>	<p>第26条 bis の改正(第2条)</p> <p>○「国外退去」を削り、「外国人の国外追放を言い渡す命令は、行政によって職権で執行することができる」に改めた。</p>	<p>第22条 bis [国外退去対象者の保護規定] の新設(第1条)</p> <p>I.</p> <p>○県知事の国外退去命令の対象となった外国人は、その通知を受けてから24時間以内に行政裁判所長にその破棄を要求することができる。</p> <p>○同裁判所長及びその代理は、訴えを提起されてから48時間以内に決定を下す。同外国人が第35条 bis によって勾留されているときは、同外国人がいる場所にもっとも近い司法裁判所の所在地に赴くことができる。</p> <p>○法廷は公開とする。法廷の審問は、同外国人の面前で、政府委員の意見なしに行われる。同外国人は、弁護人をもっているときはその補佐を受ける。また、同外国人は、裁判所長又はその代理に職権で弁護人をつけるよう要求することができる。</p> <p>II.</p> <p>○第35条 bis の措置は、国外退去命令が下されるとすぐ適用することができる。</p> <p>○この命令は、その通知から24時間の期限が切れるまで又は行政裁判所長若しくはその代理に訴えが提起された場合は、その判決が下るまでは執行することができない。</p> <p>III.</p> <p>○国外退去命令が破棄された場合は、第35条 bis で規定する監視措置を終了し、県知事がこの件について改めて決定を下すまで同外国人に臨時滞在許可証を交付する。</p>




		<p>IV.</p> <p>○行政裁判所長又はその代理の判決は、1か月以内にコンセイユ・デタの訴訟部長又はその委任を受けた代理に控訴することができる。この訴えは、停止の効果をもたない。</p> <p>第26条 bis の改正(第2条)</p> <p>○「第22条 bis で規定する期限内に行政裁判所長若しくはその代理に提訴されなかった、又は一審で破棄の対象とならなかった、若しくは同条で規定する条件で控訴されなかった国外退去命令についても同様である」を加えた。</p>
<p>1991.12.31 法 ミッテラン 大統領、ク レソン首 相 (左派)</p>	<p>第25条の改正(第23条)</p> <p>○第2項を次のように改めた。</p> <p>ただし、上記7<sup>o</sup>にかかわらず、オールドナンス第21条並びに集团的宿泊提供に関する1973年6月27日の法律第73-538号第4条及び第8条、労働法典L.第362-3条、L.第364-2-1条、L.第364-3条及びL.第364-5条又は刑法典第334条、第334-1条及び第335条で規定し、又は処罰する犯罪によって、期間にかかわらず執行猶予の付かない拘禁刑確定判決を受けたすべての外国人は国外追放することができる。</p> <p>○第3項を次のように改めた。</p> <p>1<sup>o</sup>から6<sup>o</sup>に規定する外国人は、オールドナンス第22条によって国外退去措置の対象とすることはできない。</p>	
<p>1992.2.26 法 ミッテラン 大統領、ク レソン首 相 (左派)</p>		<p>第22条の改正(第5条)</p> <p>I.</p> <p>○県にあっては県知事が、パリにあっては警視総監が、次の場合、理由を付した命令によって外国人を国外退去させる決定をすることができる。</p> <p>1<sup>o</sup> 変更なし。</p> <p>2<sup>o</sup> 同外国人が、「ビザの有効期限を超えて、又はビザの義務に服していないときは」(今回加わった部分)フランスに入国後3か月を過ぎても、正規に交付された最初の滞在証明書を所持することなくフランス領土にとどまっている場合</p>

<p>第21条 bis [領土立入禁止の除外規定] を新設(第22条)</p> <p>I .</p> <p>○第19条、第21条及び第27条で規定する領土立入禁止は、次の者には適用しない。</p> <p>1° 18歳未満の外国人受刑者</p> <p>2° フランスに居住するフランス人の子の父又は母である外国人受刑者。ただし、部分的にせよこの子に対して親権を行使し、又は実際に扶養していることを条件とする。</p> <p>3° フランス国籍者と結婚して6か月以上になる外国人受刑者。ただし、その結婚が、有罪判決をもたらした事件より前であることを条件とする。</p> <p>4° フランスの機関から給付を受けている労災又は職業病年金の有資格者である外国人受刑者で、永続的労働不能率が20%以上の者</p> <p>II .</p> <p>○領土立入禁止は、次のことを証明する外国人受刑者に対しても同様に適用しない。</p> <p>1° 10歳になる前から又は15年以上前からフランスに常住している者</p> <p>2° 10年以上前からフランスに正規に居住している者</p> <p>第27条の改正(第24条)</p> <p>○フランスへの入国の拒否措置、国外追放命令若しくは国外退去措置の執行を逃れる、若しくは逃れようとしたすべての外国人又は国外追放され、若しくは領土立入禁止の対象となったが、許可なく再びフランス領土に侵入してきたすべての外国人は、6月から3年の拘禁刑に処する。</p> <p>○第1項で規定する措置の一を執行することを可能にする旅行証明書を管轄の行政当局に提出しなかった、又はこれらの証明書の代わりに、この執行を可能とする情報を伝えなかったすべての外国人に対しても、同じ刑を適用する。</p> <p>○裁判所は、さらに同受刑者に対し、10年を超えない期間領土立入禁止を言い渡すことができる。</p> <p>○領土立入禁止は、当然に国外退去を含む。場合によっては、拘禁刑が終了したときに、それを執行する。</p>	
<p>第19条の改正(第2条)</p> <p>I .</p> <p>○第5条及び第6条の規定に従わないでフランスに入国し、滞在している、又はビザで許可された期限を超えてフランス領土にとどまっている外国人は、1月から1年の拘禁刑及び2,000～2万フランの罰金に処する。</p> <p>○第2項は変更なし。</p> <p>II .</p> <p>○ヨーロッパ経済共同体の構成国の国民ではない外国人に対しても、次の場合は同じ刑を適用する。</p>	

		<p>3° 変更なし。</p> <p>4° 同外国人が、一時的滞在証明書の更新を申請せず、この証明書の期限が切れてから1か月が経過してもフランス領土にとどまっている場合</p> <p>5° 4°を移しただけで変更なし。</p> <p>6° 同外国人に交付された滞在証の申請受取証若しくは臨時滞在許可証が取り消され、又はそれらの証明書の更新が拒否された場合</p> <p>○国外退去命令の通知を受けると直ちに、同外国人は相談相手である弁護士又は自分が選んだ人物に通知することができる。</p> <p>II.</p> <p>○Iの1°の規定は、次の場合、ヨーロッパ経済共同体の構成国の国民ではない外国人に適用される。</p> <p>a) 同外国人が、1990年6月19日にシェンゲンで署名された協定第5条に規定する入国条件を満たしていない場合</p> <p>b) 又は、同協定加盟国の領土から直接やってきたが、同協定の第19条第1文節若しくは第2文節、第20条第1文節、第21条第1文節若しくは第2文節の諸規定の措置に従って本土に入国したことを証明できない、又は入国の際に、同協定の第22条で定める申告義務があるにもかかわらずその申告義務を行わなかった場合</p> <p>III.</p> <p>○Iの2°の規定は、ヨーロッパ経済共同体の構成国の国民でない外国人が構成国の領土から直接やってきて、同協定の第19条第1文節若しくは第2文節、第20条第1文節、第21条第1文節若しくは第2文節の諸規定の措置に従わないで本土にとどまっている場合、適用される。</p> <p>第26条 bis の改正(第6条)</p> <p>○「ヨーロッパ経済共同体の国民でない外国人が、1990年6月19日にシェンゲンで署名された協定のほかの加盟国の一が下した執行命令によって、入国させないための人相書きの対象となっており、不正規(irrégulièrement)に本土にとどまっている場合は、県にあっては県知事が、パリにあっては警視總監が同人を国外退去させる決定をおこなうことができる」を加えた。</p>
<p>1992.7.22 法 ミッテラン 大統領、ベ レゴヴォワ 首相 (左派)</p>		

<p>1° 同外国人が1990年6月19日にシェンゲンで署名された協定第5条第1文節のa、b又はcで規定している条件を満たさず、かつ、第5条第2文節又は第3文節の規定によって許可を受けずに本土に侵入した場合。同協定の他の加盟国が下した執行決定によって、同外国人が、入国させないための人相書きの対象となっている場合も同様である。</p> <p>2° 又は、同協定加盟国の領土から直接やってきたが、同協定の第19条第1文節若しくは第2文節、第20条第1文節、第21条第1文節若しくは第2文節の諸規定の措置に従って本土に入国したことを証明できない（同協定第5条第1文節のe及び入国させないための人相書きが同協定に加盟している他の国が下した執行決定からきていないときは、dで規定する条件は除く）、又は入国の際に、同協定の第22条で定める申告義務があるにもかかわらずその申告義務をおこなわなかった場合</p>	
<p>刑法典第131-30条の改正(第33条)</p> <p>○法律で規定されている場合は、重罪又は軽罪を犯したすべての外国人に対し、無期 (à titre définitif) 又は10年以下の領土立入禁止の刑を言い渡すことができる。</p> <p>○領土立入禁止は、当然に受刑者を国外に退去させることを伴う。場合によっては、同人の拘禁又は懲役刑が終了したときに、執行される。</p> <p>○ただし、領土立入禁止は、次の者には適用されない。</p> <p>1° 10歳になる前からフランスに常住していることを証明できる外国人受刑者</p> <p>2° 15年以上前からフランスに正規に居住していることを証明できる外国人受刑者</p> <p>3° フランスに居住するフランス人の子の父又は母である外国人受刑者。ただし、部分的にせよこの子に対して親権を行使し、又は実際に扶養していることを条件とする。</p> <p>4° フランス国籍者と結婚して6か月以上になる外国人受刑者。ただし、その結婚が有罪判決をもたらした事件より前であること、及び共同生活が続いており、配偶者がフランス国籍を維持していることを条件とする。</p>	

<p>1993. 8. 24 法 ミッテラン 大統領、バ ラデュール 首相 (第二次保 革 共 存 政 権)</p>	<p>第24条の改正(第16条) ○「3° 委員会が国外追放に反対する意見を出したときは、国外追放は言い渡すことはできない」を削除。</p> <p>第25条の条件を厳しくした(第17条) 1°は変更なし。 2° 「10歳になる前」を「6歳になる前」に変更。 3°に「ただし、同人がこの全期間&lt;学生&gt;の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く」の条件を付加。 4°を「フランス国籍者と結婚して1年以上になる外国人で、共同生活が続いており、その配偶者がフランス国籍を維持している者」に変更。 5°～7°は変更なし。 ○3°～6°については「5年以上の拘禁刑確定判決を受けた者」は国外追放の対象とすることができるとする項を加えた。</p> <p>第26条の改正(第18条) ○「絶対的緊急の場合で、国外追放が国の治安又は公共の安全にとって絶対に必要なとき」の二重の条件をどちらか一方でいいことにした。 a) 第24条 2°(追放委員会を開催する義務)にかかわらず、絶対的緊急の場合 b) 第25条にかかわらず、国の治安又は公共の安全にとって絶対に必要な場合 ○絶対的緊急の場合で、国外追放が国の治安又は公共の安全にとって絶対に必要なときは、第24条 2°及び第25条にかかわらず国外追放を言い渡すことができる。 ○ただし、18歳以下の未成年には適用されないという原則は維持されている。</p> <p>第27条 bis の新設(第19条) ○国外追放命令を受けた、又は国外退去させられなければならない外国人は、次のいずれかの国に向けて隔離させられる。 1° 同外国人が国籍をもつ国。ただし、フランス難民無国籍保護局又は難民救済委員会 (Commission des recours des réfugiés) が同外国人を難民として認めた場合又は同委員会が同人の庇護申請にまだ結論を出していない場合は除く。 2° 同外国人に現在有効の旅行証明書を発行した国 3° 同外国人が合法的に受け入れられる国 ○外国人が、そこではその生命又は自由が脅かされる、又は1950年11月4日の欧州人権条約第3条に反する扱いに曝されることを証明した場合は、同人をその国に向けて隔離させることはできない。</p> <p>第27条 ter の新設(第19条) ○送還先国の指定は、隔離措置とは別個の決定を構成する。</p>	<p>第18条 bis の改正(第11条) ○滞在証の更新については外国人滞在委員会の意見を訊かなくてもいいことにした。 ○委員会が滞在証の交付・更新に肯定的意見を出したときは、滞在証明書は交付されなければならないという規定を削除。</p> <p>第22条の改正(第14条) ○1°の「同人の状態が正規化されていない場合」を、同外国人が「有効な滞在証明書を所持していない場合」に変更。 ○3°の「一時的滞在証明書の更新を拒否され、拒否の通知を受けて」を「滞在証明書の交付若しくは更新を拒否され、又は同証明書を取り消され、拒否若しくは取消しの通知を受けて」に変更。 ○7°として「同外国人が滞在証明書の取消し又は同証明書の交付若しくは更新の拒否の対象となった場合で、これらの取消し又は交付若しくは更新の拒否が、公の秩序への脅威を理由に、現行の法律及び命令の措置によって決定が下された場合」を加えた。</p> <p>第27条 ter の新設(第19条) ○送還先国の指定は、隔離措置とは別個の決定を構成する。 ○この決定の破棄を求める訴えは、第22条 bis IIの条件においてこの訴えが国外退去命令に対する訴えと同時に行政裁判所長に提起された場合にしか停止の効果をもたない。</p>
<p>1993.12.30 法 ミッテラン 大統領、バ ラデュール 首相 (第二次保 革 共 存 政 権)</p>	<p>第26条の改正(第2条) ○「第24条 2°(追放委員会を開催する義務)」にかかわらずとしていたのを、「第24条」に改めた。</p>	<p>第22条の改正(第1条) ○IVとして次のように加えた。 県にあっては県知事、パリにあっては警視總監が、国外退去命令を下した際に、国外退去を動機付けた行為の重大性により、かつ同外国人の個人的状況を考慮して、国外退去の執行から最大1年の領土立入禁止命令を下すことができる。 領土立入禁止を言い渡す命令は、国外退去命令とは別個の命令を構成する。同命令は、理由を付し、かつ、同外国人が意見を述べる状態にしたあとでなければ、下すことはできない。同命令は、当然に同外国人を国外に退去させる権利を含む。</p>

<p>第21条 bis の改正(第13条)</p> <p>○裁判所は、犯罪の重大さに鑑みて特別な理由を付した決定によるものでなければ、次の者に対し、第19条、第21条、第27条及び第33条で規定する領土立入禁止を言い渡すことはできない。</p> <p>1° 2°を移しただけで、変更なし。</p> <p>2° 3°の「結婚して6か月以上」を「1年以上」に変更し、「及び共同生活が続いており、配偶者がフランス国籍を維持していること」を条件に加えて、ここに移した。</p> <p>3° IIの1°から「又は15年以上前から」を削って、ここに移した。</p> <p>4° IIの2°の「10年以上前から」を「15年以上前から」に改めて、ここに移した。</p> <p>○第19条、第21条、第27条及び第33条で規定する領土立入禁止は、18歳未満の外国人受刑者には適用しない。</p> <p>刑典第131-30条の改正(第33条)</p> <p>○第1～2項は変更なし。</p> <p>○第3項から第7項までを次のように改めた。</p> <p>裁判所は、次の者に対しては、犯罪の重大さに鑑みて特別な理由を付した決定によるものでなければ領土立入禁止を言い渡すことはできない。</p> <p>1° 3°を移しただけで、変更なし。</p> <p>2° 4°の「結婚して6か月以上」を「1年以上」に変更し、「及び共同生活が続いており、配偶者がフランス国籍を維持していること」を条件に加えて、ここに移した。</p> <p>3° 1°を移しただけで、変更なし。</p> <p>4° 2°を移しただけで、変更なし。</p> <p>○刑典第131-30条で規定する領土立入禁止の適用除外は、刑典で規定する、次にあげる犯罪によって有罪とされた外国人に対する領土立入禁止については適用しない。</p> <p>刑典第213-2条(人類に対する罪で有罪とされた外国人に対する領土立入禁止、以下おなじ)、第414-6条(国の根本的利益への侵害)、第422-4条(テロリズム)、第431-19条(武器を携帯しての不穏な人だかりへの参加又は教唆)、第442-12条(通貨偽造又は非認可通貨を流通させる犯罪)、第222-34条(麻薬組織)、第222-35条(麻薬の違法生産及び製造)、第222-36条(麻薬の違法輸出入)、第222-38条(麻薬資金のロンダリング等の共犯)</p>	<p>第28条の改正(第20条)</p> <p>○「国外追放命令の対象となっている、又は国外に退去させられなければならない外国人で、自分の母国に帰国することも、他のどの国に行くこともできないことを証明することによって、フランス領土を立ち退くことが不可能であることを証明する者は、第35条 bis の規定にかかわらず、内相の決定により指定された場所に居住させることができる。その場合、同外国人は、警察の担当係及び憲兵隊の担当班に定期的に出頭しなければならない」の「内相の決定により」を削除。</p> <p>○「緊急の必要がある場合は、国外追放案の対象となっている外国人に対しても、同じ措置を適用することができる。この場合、この措置は1か月を超えることはできない」のあとに次のものを加えた。</p> <p>この決定は、国外追放、国外追放案又は領土立入禁止の場合は内相の命令によって、第22条による国外退去の場合は、県にあっては県知事、パリにあっては警視総監の命令によって行われる。</p> <p>○「決められた期限内に同外国人に指定された住居に到着できなかった、又は内相の許可なく同居を立ち去った外国人は、6月から3年の拘禁刑に処する」の「内相の許可なく」を「内相又は、場合に応じて、県にあっては県知事若しくはパリにあっては警視総監」に変更。</p> <p>第28条 bis の改正(第21条)</p> <p>○行政的控訴期限が切れたあとに提起される、領土立入禁止の解除又は国外追放若しくは国外退去命令の破棄を要求する権利は、同外国人がフランス国外に居住している場合にしか認められない。ただし、この規定は、同外国人がフランスにおいて執行猶予のつかない自由剥奪刑を受けている期間は、適用しない。</p> <p>第35条 bis の改正(第27条)</p> <p>○「絶対的必要があるときは」を「必要があるときは」に変更。</p> <p>○1°を「第33条によって欧州経済共同体の構成国の当局に引き渡されるべき外国人で、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合」に変更。</p> <p>○大審裁判所長又は同裁判長によって任命された裁判官が、同外国人だけでなく、県知事からも聴取することにした。</p> <p>○大審裁判所長又は同裁判長によって任命された裁判官が決定する措置の順序をつぎのように入れ替えた。</p> <p>1° 勾留の延長</p> <p>2° 例外措置として、有効な代理人がいるときは、警察又は憲兵隊にパスポートと身元を証明するすべての証明書類を預け、その代わりに、身元を証明する効力を持ち、隔離措置の執行中と記載した受取証の交付を受けた後、居住指定</p> <p>○「絶対的緊急の場合及び公の秩序にとって特別に重大な脅威が存在する場合」には大審裁判所長又は同裁判所長の委任を受けた裁判官の命令によって72時間の勾留の再延長ができるとする規定を設けたが、1993年8月13日の憲法評議会判決によって、憲法に反すると判断され、廃止された。</p>
<p>第22条の改正(第1条)</p> <p>○IVとして次のように加えた。</p> <p>県にあっては県知事、パリにあっては警視総監が、国外退去命令を下した際に、国外退去を動機付けた行為の重大性により、かつ同外国人の個人的状況を考慮して、国外退去の執行から最大1年の領土立入禁止命令を下すことができる。</p> <p>領土立入禁止を言い渡す命令は、国外退去命令とは別個の命令を構成する。同命令は、理由を付し、かつ、同外国人が意見を述べることができる状態にしたあとでなければ、下すことはできない。同命令は、当然に同外国人を国外に退去させる権利を含む。</p>	<p>第35条 bis の改正(第8条)</p> <p>○大審裁判所長によって「任命された」裁判官を「委任された裁判官」に変更。また「県知事の聴取を行った後」の前に「正式に召喚された県知事が出席しているときは」の条件を加えた。</p> <p>○1993年8月13日の憲法評議会判決第93-325号によって違憲の判決を受けて削除した項を次のように復活させた。</p> <p>この期限は、絶対的緊急の場合及び公の秩序にとって特別に重大な脅威が存在する場合、大審裁判所長又は同裁判所長の委任を受けた裁判官の命令によって、及び第7項に規定する形式において、最大72時間延長することができる。また、同外国人が所管の行政当局に本条の2°又は3°で規定する措置を執行することを可能とする証明書を提出しておらず、状況がこの追加延長をすればこの証明書を入手できるときも延長することができる。</p>

<p>1997.1.13 のデクレ シラク大統領、ジュベ首相 (右派)</p>	<p>第23条の改正(第1条) ○第1項及び第2項から「内相によって」を削った。 ○第3項(海外県においては、国外追放は県知事が言い渡すことができる)を廃止した。</p> <p>第24条の改正(第1条) ○最終項の「内相」を「管轄の行政当局」に変更。</p> <p>1982年5月26日のデクレの改正 ○同デクレ第1条をつぎのように改めた(第3条)。 上記の改正された1945年11月2日のオルドナンス第23条によって、その存在が公の秩序に重大な脅威となる外国人に対し、国外追放決定の言い渡しをする権限を持つ行政当局は、県にあっては県知事、パリにあっては警視総監とする。 ○同デクレ第2条を第6条に移し、新第2条は次のように改めた(第4条)。 上記の改正された1945年11月2日のオルドナンス第26条によって、国外追放決定を言い渡す権限を持つ行政当局は、内相とする。ただし、海外県にあっては、県知事が権限を持つ。 ○同デクレ第3条を第7条に移し、新第3条を次のように改めた(第5条)。 国外追放の決定は、それを言い渡した行政によっていつでも廃止することができる。</p>	
<p>1997.4.23 法 シラク大統領、ジュベ首相 (右派)</p>	<p>第25条の改正(第10条) ○8°として「医学的治療を必要とする重大な病気に罹っており、その治療を受けないと重大な結果を招く恐れのあるフランスに常住する外国人。ただし、送還先国では実際に適切な治療を受けられないことを条件とする」を加えた。 ○「1°から6°に規定する外国人は、オルドナンス第22条によって国外退去措置の対象とすることはできない」を「1°から6°及び8°」に変更。</p>	<p>第2章第3節「滞在証の交付又は更新の拒否」(第18条 bis)の廃止(第8条) ○1989年法で創設された外国人滞在委員会を廃止した。</p> <p>第22条 bis の改正(第9条) ○コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める日から又は遅くとも1999年9月1日から、この控訴は行政控訴院の院長又は同院長が任命した同院の裁判官にも提訴できるようにした。</p>



	<p>第28条の改正(第1条)</p> <p>○第3項の「決められた期限内に」以下を削除。</p> <p>1982年5月26日のデクレの改正</p> <p>○同デクレ第4条を第8条に移し、新第4条は次のように改めた(第6条)。</p> <p>上記の改正された1945年11月2日のオールドナンス第28条によって、居住指定を命令で言い渡す権限を持つ行政当局は、次のとおりである。</p> <p>1° その決定が、1945年11月2日のオールドナンス第26条に基づいて言い渡される国外追放の場合及び裁判所の領土立入禁止の場合に下されるときは、内相</p> <p>2° その決定が、1945年11月2日のオールドナンス第22条による国外退去及び領土立入禁止又は同オールドナンス第23条による国外追放の場合に下されるときは、県にあっては県知事及びパリにあっては警視總監</p> <p>3° 海外県にあっては、県知事</p>
<p>刑法典第131-30条の改正(第16条)</p> <p>○第2項のあとに次の項を加えた。</p> <p>領土立入禁止が執行猶予のつかない自由剥奪刑に伴うときは、その刑の執行期間中はその適用は中断される。領土立入禁止は、自由剥奪が終了した日から、判決によって定められた期間、再開する。</p>	<p>第35条 bis の改正(第13条)</p> <p>○4°として「上記の場合の一によって勾留決定の対象となったが、先の勾留が終了してから1週間以内に同外国人が対象となっている隔離措置に従わなかった場合」を加えた(要するに再勾留を認めたわけだが、その間隔は1週間以上あけないということである、というのは現実に1週間または10日たっても国外退去させることができない外国人は釈放されているからである、AN Rapport, no 3217&lt;1996.12.5&gt;, p.67)</p> <p>○「勾留の決定がなされてから24時間」を「48時間」に延長。</p> <p>○「勾留延長の決定は、本項で定める24時間の期限が過ぎてから発効する」を「48時間」に変更。</p> <p>○「勾留の決定がなされてから遅くとも6日が過ぎるとこれらの措置の適用は終了する」を「5日」に変更。</p> <p>○第12項(「控訴権は、同外国人及び検察官のほか、県知事にも属する。この訴えは停止的效果をもたない」で終わる項)のあとに次の項を加えた。</p> <p>ただし、大審裁判所検事正が同外国人に有効な代理人の保証がないと判断したときは、行政控訴院長又はその代理に対し、控訴に停止的效果を認めるよう要求することができる。この場合、その要求に伴って、すぐに控訴が成立し、同裁判所長又はその代理に付託される。同裁判所長又は裁判官は一件書類から判断してその訴えに停止的效果を与えるかどうか直ちに理由を付さない命令によって決定を下す。この決定に対しては控訴はできない。同外国人は、この決定が出るまで、又は同裁判所が停止的效果をその訴えに与えた場合は、同裁判所が本判決を下すまで裁判所の管理下に勾留される。</p>

<p>1998.5.11 法 シラク大統領、ジョスバン首相 (第三次保革共存政権)</p>	<p>第25条の改正(第16条) ○2°の「6歳になる前」を「10歳になる前」に戻す。 ○8°の「医学的治療を必要とする重大な病気に罹っており」を「健康状態が医療を必要としており」に変更。</p>	<p>第12条 quarter で滞在証明書委員会を復活(第7条) ○入国滞在法典を創設する2004.11.24オールドナンスのL第312-1条にほとんどそのままの形で引き継がれている。ちがっているのは、以下の点である。 ・委員のうち「社会分野の能力によって、県知事によって任命された有識者」が、2004年のオールドナンスでは、「c) 公共の安全分野の能力によって、県知事若しくはバリエにあっては警視總監によって任命された有識者又はその代表者1名、d) 社会分野の能力によって、県知事若しくはバリエにあっては警視總監によって任命された有識者又はその代表者1名」となっている。 ・2004年のオールドナンスでは、さらにe)として「県の市長会によって、又は県に複数の市長会があるときは、それらと協議した上で県知事によって任命された市長若しくはその代理1名、及びバリエにあってはバリエ市長及びバリエ市議会によって任命された区長若しくは区議会議員若しくはその代理1名」が加えられた。 ・委員会は、県知事の付託を受けるとなっていたのが、2004年のオールドナンスでは、「行政当局」の付託を受けるとなった。</p> <p>第22条の改正(第14条) ○II b)の「又は入国の際に、同協定の第22条で定める申告義務があるにもかかわらずその申告義務をおこなわなかった」を削除。 ○1993年12月30日法で加えられたIVを廃止。</p> <p>第22条 bis の改正(第15条) ○県知事の国外退去命令の通知を受けてから「24時間以内」に行政裁判所長にその破棄を求める訴えをすることができるのを、「その決定通知が行政的方法によってなされる場合は48時間以内に、又は同通知が郵便手段によってなされる場合は1週間以内に」に改めた。</p>
<p>2003.11.26 法 シラク大統領、ラファラン首相 (右派)</p>	<p>第23条に次の項を加えた(第35条) 一方、前項の規定とは別に、国外追放の理由は命令が決定された日から5年毎に再審査をおこなう。この再審査は、命令の廃止を言い渡すような場合は、同外国人の存在が公の秩序に与える脅威の進展、同人の個人的及び家族的状況に生じた変化並びに同人が提出する職業的若しくは社会的復帰の保証を考慮する。同外国人は、書面で意見を提出することができる。2か月以内に同外国人に廃止の明確な決定通知がないときは、この再審査は廃止を暗黙に拒否したものと解される。この決定は、行政裁判法典第R421-2条で規定する条件で控訴できる。再審査は、第24条で規定する委員会の意見を聴くことはしない。</p> <p>第25条の改正(相対的保護)(第36条) 1°の「18歳未満の外国人」は第26条に移し、「ポリガミーの状態ではない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である外国人で、その子の出生時若しくは1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者」と入れ替える。 2°の「10歳になる前からフランスに常住していることを証明できる外国人」は第26条に移し、4°の「フランス国籍者と結婚して1年以上になる外国人」を「2年以上」に変更した上で、ここに移す。</p>	<p>第22条の改正(第33条) ○Iの2°に「又は同外国人が同期間労働法典第L.341-4条の規定を無視した場合」を加えた。 ○「国外退去命令の通知を受けると直ちに、同外国人は相談相手である弁護人又は自分が選んだ人物に通知することができる」を「できるだけ早く」に変更。</p> <p>第22条 bis の改正(第34条) ○Iの第2項「同裁判所長及びその代理は、訴えを提起されてから48時間以内に決定を下す」を「72時間」に変更。</p>

<p>刑法典第131-30条の改正(第37条)</p> <p>○第4項から最終項までの5項を次のように改めた。</p> <p>裁判所は、次の者が対象となるときは、外国人受刑者の犯罪の重大性及び個人的又は家族の状況に鑑みて、特別に理由を付した決定によるのでなければ領土立入禁止を言い渡すことはできない。</p> <p>1° 変更なし。</p> <p>2° 変更なし。</p> <p>3° 変更なし。</p> <p>4° 変更なし。</p> <p>5° フランスの機関から給付を受けている永続的労働不能率20%以上の労災又は職業病年金資格者である外国人受刑者</p> <p>6° 健康状態が医療を必要としており、その治療を受けなければ特別に重大な結果を招く恐れのあるフランスに常住する外国人。ただし、同外国人の母国では実際に適切な治療を受けられないことを条件とする。</p>	<p>第28条の改正(第19条)</p> <p>○第2項の「緊急の必要がある場合」を「絶対的緊急の場合及び国の治安又は公共の安全にとって絶対的必要がある場合」に改めた。</p> <p>第35条 bis の改正(第23条)</p> <p>○「大審裁判所検事正には直ちにそのことを知らせる」のあとに、「この瞬間から、県知事はその請求をする外国人に対して、同外国人の勾留開始時間及びその正確な場所に関する情報のデータがえられるようにしなければならない」を加えた。</p> <p>○勾留から48時間が経過すると、大審裁判所長または同裁判所長の委任を受けた裁判官が県知事と同外国人の聴取をおこなったのちに決定を下すわけだが、登記簿の記載によって、勾留決定の通知の際に、同外国人がその権利について十分知らされたか、また以下の項で規定するように、権利を尊重する状態で勾留されているかを確認したのちに聴取をおこなうという条件を加えた。</p> <p>○72時間の延長を5日に変更。</p> <p>○再延長の条件として、次のものを加えた。</p> <p>隔離の執行を不可能にする原因が、同外国人の旅行証明書の紛失若しくは破棄、同人による身元の隠蔽又は同人の隔離に対する意図的妨害からきている場合も、勾留の延長ができる。</p> <p>○同外国人に有効な代理人がいる場合は、大審裁判所長は居住指定することができるわけであるが、大審裁判所検事正はその取消しを求めることができる。1997年法はその訴えに停止の効果をもたせるようにしたわけであるが、その項を廃止。</p> <p>○同外国人は通訳等の補助を要求することができることについて規定した最終項中、「この勾留期間中」を「勾留の最初から」に変更。</p> <p>○この最終項に「同外国人は、必要があれば司法援助を受けることができる」を加えた。</p> <p>○最終項のあとに、領土立入禁止の主判決または刑の主判決に伴って一時的領土立入禁止を言い渡された場合も、行刑当局には属さない施設に勾留することができるとする項を加えた。</p>
<p>刑法典第131-30条の改正(第78条)</p> <p>○第4項から10項までを次のように改めた。</p> <p>拘禁刑と同時に言い渡される領土立入禁止は、同禁止の解除を請求する準備のため、この拘禁刑が半自由措置である外部収容、電子的監視又は外出許可つきの収容の対象となることを妨げない。</p> <p>○第131-30条のあとに第131-30-1条及び第130-30-2条を新設した。</p> <p>第131-30-1条(相対的保護)</p> <p>○軽罪に関しては、裁判所は、次の者が対象となるときは、外国人受刑者の犯罪の重大性及び個人的及び家族の状況に鑑みて、特別に理由を付した決定によるのでなければ領土立入禁止を言い渡すことはできない。</p> <p>1° ボリガミーの状態で生活していない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である外国人で、その子の出生時若しくは1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できる者</p> <p>2° 「フランス国籍者と結婚して1年以上になる外国人受刑者」を「2年以上になる外国人」に変更。</p> <p>3° 15年以上前からフランスに常住していることを何らかの手段で証明することができる外国人。ただし、この全期間&lt;学生&gt;の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。</p>	<p>第28条 bis の改正(第40条)</p> <p>○国外追放の対象になったが、健康状態が医学的治療を必要とするために執行できなかった外国人の居住指定について規定。</p> <p>第28条 ter を新設(第40条)</p> <p>○第25条最終項又は第25条 bis によって国外追放の対象となった外国人を保護観察の名目で例外的に居住指定の対象とする場合について規定。</p> <p>第28条 quarter を新設(第41条)</p> <p>○行政訴訟の期限が切れた後に提起された領土立入禁止の解除又は国外追放決定の破棄要求の権利が生ずるのは、フランス在留外国人がフランス国外に居住している場合に限られる。ただし、本条は、次の場合は適用されない。</p> <p>1° 第23条第3項(「一方、前項の規定とは別に」で始まる項)を実施するため。</p> <p>2° そのフランス在留外国人が確定した拘禁刑を受けている期間</p> <p>3° 同外国人が第28条、第28条 bis 又は第28条 ter によって居住指定命令の対象となっているとき</p> <p>第35条 bis の大規模な改正(第49条)</p> <p>○ほとんどが2004.11.24オールドナンスによって創設された入国滞在法典に引き継がれているので、同法典の条項を参照するとどめる。</p>

<p>3° 「フランスに15年以上前から常住及び10年以上前から正規に居住していることを何らかの手段で証明できる外国人。ただし、この全期間&lt;学生&gt;の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く」から「及び10年以上前から正規に居住」の部分を削除。その部分は 4°に移す。</p> <p>4° 10年以上前から正規に居住している外国人。ただし、この全期間&lt;学生&gt;の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。</p> <p>5°の「フランスに住んでいるフランス人の子の父又は母である外国人。ただし、その子に対し部分的であれ親権を行使、又は実際にその子を扶養していることを条件とする」を第26条に移し、6°の「労災又は職業病年金受給者で、永続的労働不能率が20%以上の外国人」をもってくる。</p> <p>○これらの外国人は第22条によって国外退去の対象とすることはできない。</p> <p>○本条の例外措置として、「5年以上の拘禁刑確定判決を受けた者」は第23条及び第24条によって国外追放命令の対象とすることができる。</p> <p>第25条 bis を新設(第37条)</p> <p>○国外追放は、次の場合に言い渡すことができる。</p> <p>1° 第24条にかかわらず、絶対的緊急の場合</p> <p>2° 第25条にかかわらず、国外追放が国の治安又は公共安全にとって絶対的に必要なとき</p> <p>3° 第24条及び第25条にかかわらず、絶対的緊急の場合で、かつ、国外追放が国の治安又は公共安全にとって絶対的に必要なとき</p> <p>第26条の改正(絶対的保護)(第38条)</p> <p>I.</p> <p>○国の根本的利益を侵害するような性格の、若しくはテロの性格をもった活動と結びついた、又は個人の出身若しくは宗教を理由として差別、憎悪若しくは暴力を使嚇する行動を構成する行為があった場合を除いて、第25条の最終項で規定する場合を含め国外追放の対象とすることはできない。</p> <p>1° 13歳になる前からフランスに常住していることを何らかの方法で証明することができる外国人</p> <p>2° 20年以上前からフランスに正規に居住している外国人</p> <p>3° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、フランス国籍を維持しているフランス国籍者又は1°に該当する外国人と結婚して3年以上になる者。ただし、共同生活が続いていることを条件とする。</p> <p>4° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態ではない、フランスに居住する未成年のフランス人の子の父又は母である者。ただし、民法第371-2条で規定する条件でその子の出生時若しくは1年以上前からその子の扶養及び教育に実際に携わっていることを証明できることを条件とする。</p> <p>5° 健康状態が医療を必要としており、その治療を受けなければ特に重大な結果を招く恐れのあるフランスに常住する外国人。ただし、送還先国では実際に適切な治療を受けられないことを条件とする。</p> <p>○ただし、3°及び4°の規定は、国外追放の原因となる事実が同外国人の配偶者又は子に対して行われたものであるときは適用しない。</p> <p>○絶対的緊急の場合を除いて、第24条の規定が本条にもとづいて国外追放する外国人にも適用される。</p> <p>○これらの外国人は、第22条によって国外退去措置の対象とすることはできない。</p> <p>II.</p> <p>○18歳未満の外国人は、国外追放命令の対象にも、第22条によって国外退去措置の対象にもすることはできない。</p>	
---	--

<p>4° 10年以上前からフランスに正規に居住している外国人。ただし、この全期間&lt;学生&gt;の記載のある滞在証の所有者であった場合を除く。</p> <p>5° フランスの機関から給付を受けている労災又は職業病年金の有資格者で、永続的労働不能率が20%以上の外国人</p> <p>第130-30-2条(絶対的保護)</p> <p>○次の者が対象となるときは、領土立入禁止の刑は言い渡すことはできない。</p> <p>1° 10歳になる前からフランスに常住していることを何らかの手段で証明することができる外国人</p> <p>2° 20年以上前からフランスに正規に居住している外国人</p> <p>3° 10年以上前からフランスに正規に居住する外国人で、ポリガミーの状態では生活していない、フランス国籍を維持しているフランス国籍者と結婚して3年以上になる者。ただし、その結婚が有罪判決をもたらした事件より前であること、及び共同生活が続いていることを条件とする。及び、同じ条件で1°に該当する外国人と結婚した外国人</p> <p>4° 10年以上前からフランスに正規に滞在する外国人で、ポリガミーの状態では生活していない、フランスに居住している未成年のフランス人の子の父又は母である者。ただし、その子の出生時若しくは1年以上前から民法第371-2条で規定する条件でその子の扶養及び教育に実際に関わっていることを証明できる者</p> <p>5° 1945年のオルドナンス第12条 bis の11°で規定する滞在証の名目でフランスに居住する外国人</p> <p>○3°及び4°の規定は、有罪判決の原因となる事実が同外国人の配偶者又は子に対しておこなわれたものであるときは、適用しない。</p> <p>○本条の規定は、第4部第1編第1章、第2章及び第4章、並びに第413-1条から第413-4条、第413-10条及び第413-11条で規定する国の基本的利益への侵害、第4部第2編で規定するテロ行為、第431-14条から第431-17条までに規定する戦闘集団及び解散を命じられる運動団体に関する犯罪、並びに第442-1条から第442-4条で規定する贖金に関する犯罪には適用しない。</p>	<p>I .</p> <p>○対象者の拡大 (L.第551-1条へ)</p> <p>1° 変更なし。</p> <p>2° 変更なし。</p> <p>3° 第22条によって、過去1年以内のうちに、命令によって国外退去の対象者となったが、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合</p> <p>4° 第26条 bis に規定する人相書き又は隔離の対象者で、直ちにフランス領土を立ち退くことができない場合</p> <p>5° 上記の場合の一によって勾留決定の対象となったが、前の勾留が終了してから7日の期限内にその外国人が対象となっている隔離措置に従わなかった、又はそれに従ったが、その措置がまだ執行中にフランス領土に再入国した場合</p> <p>○第7項(留置の決定)。「県知事又はバリーにあっては警視總監」が「行政当局」に変わっただけで(以下おなじ)、L.第551-2条へ。</p> <p>○第8項(外国人の権利)。L.第551-2条へ。各勾留場所に、弁護人が勾留されている外国人といつでも二人だけで話せる空間を設けなければならないと規定している部分はL.第553-4条へ。</p> <p>○第9項(自由・勾留裁判官への付託)。L.第552-1条とL.第552-2条へ。</p> <p>○第10項(勾留の延長は、前項で定める48時間が終了したときから始まる)。L.第552-3条へ。</p> <p>○第11項(居住指定)。L.第552-4条へ。</p> <p>○第12項(居住指定を受けた外国人の義務)。L.第552-5条へ。</p> <p>○第13項(勾留の終了又は居住指定命令)。L.第552-6条へ。</p> <p>II .</p> <p>○第1項(自由・勾留裁判官への再度の付託)。L.第552-7条へ。</p> <p>○第2項(勾留の再延長)。L.第552-7条へ。</p> <p>III .</p> <p>○第1項から第4項まで(行政当局が迅速に処理しているにもかかわらず、隔離措置が執行できない場合)。L.第552-8条へ。</p> <p>IV .</p> <p>○第1項(控訴)。L.第552-9条とL.第552-10条へ。</p> <p>V .</p> <p>○第1項(庇護権)。L.第551-3条へ。</p> <p>VI .</p> <p>○第1項(勾留は厳密に出発に必要な期間のみ)。L.第554-1条へ。</p> <p>○第2項(隔離措置の破棄)。L.第554-2条へ。</p> <p>○第3項(隔離措置の破棄以外の理由による勾留の終了)。L.第554-3条へ。</p> <p>○第4項(勾留外国人に心理的障害がある場合)。L.第553-5条へ。</p> <p>VII .</p> <p>○第1項(司法援助)。L.第552-11条へ。</p> <p>○第2項(テレビ通信を使つての聴取)。L.第552-12条へ。</p> <p>VIII .</p> <p>○第1項(勾留情報の開示)。L.第553-1条へ。</p> <p>○第2項(勾留外国人の他施設への移動)。L.第553-2条へ。</p> <p>○第3項(登記簿の維持)。L.第553-1条へ。</p> <p>○第4項(勾留条件の検査)。L.第553-3条へ。</p> <p>IX .</p> <p>○第1項(主刑としての領土立入禁止に伴う勾留)。L.第555-1条へ。</p> <p>○第2項(補充刑としての領土立入禁止に伴う勾留)。L.第555-1条へ。</p> <p>X .</p> <p>○第1項(刑事裁判判決に対する控訴)。L.第555-2条へ。</p> <p>○第2項(同控訴の届出)。L.第555-2条へ。</p> <p>○第3項(控訴審が開かれる前に領土立入禁止が執行された場合)。L.第555-3条へ。</p> <p>XI .</p> <p>○態様についてはコンセイユ・デタの議を経るデクレで規定。</p>
--	---